令和７年度

【№21-1-1】指定障害児通所支援事業者指導調書

○指定児童発達支援

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の所在地 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| HP,Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  |
| 事業者の名称 |  |
| 事業所番号 | ４６ |
| 指導年月日 | 年　　　月　　　日　～　　　　　年　　　月　　　日 |
| 記入者及び担当者氏名 |  |
| 立会者  （事業所側） | 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 指導班  （県　　側） | （班長）職 名 氏 名 |
| （班員）職 名 氏 名 |
| （班員）職 名 氏 名 |
| （班員）職 名 氏 名 |

* 太枠内のみ事業所において御記入ください。

児童福祉法に基づく指定児童発達支援の

指導調書における表記等について

Ａ　主な根拠法令等

|  |  |
| --- | --- |
| 略　号 | 法　　令　　等　　名 |
| 法 | 児童福祉法（昭和22年法律第164号） |
| 施行令 | 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号） |
| 施行規則 | 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号） |
| 平24厚令15 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成24年２月３日厚生労働省令第15号） |
| 平24厚告122 | 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年３月14日厚生労働省告示第122号） |
| 関連告示 | こども家庭庁長官が定める一単位の単価（平成24年３月14日厚生労働省告示第128号） |
| 施設基準告示 | こども家庭庁長官が定める施設基準（平成24年３月30日厚生労働省告示第269号） |
| 解釈通知 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員，設備及び運営に関する基準について（平成24年３月30日付け障発0330第12号） |
| 留意事項通知 | 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年３月30日付け障発0330第16号） |
| 指針 | 食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成24年３月30日厚生労働省告示第231号） |
| 平24厚告270号 | こども家庭庁長官が定める児童等（平成24年３月30日厚生労働省告示第270号） |

Ｂ　略号の表記について

|  |  |
| --- | --- |
| 略　号 | 説　　　　　　　　明 |
| 契約支給量 | 支給決定保護者等に提供することを契約した指定通所支援の量 |
| 児童発達支援管理責任者 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第１項に規定する児童発達支援管理責任者 |
| 児童指導員 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第６項に規定する児童指導員 |
| 重症心身障害児 | 法第７条第２項に規定する重症心身障害児 |
| 機能訓練担当職員 | 日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員 |
| 認定特定行為業務従事者 | 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第３条第１項に規定する認定特定行為業務従事者 |

《目　　次》

Ⅰ　運営指導当日準備する必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

Ⅱ　主眼事項及び着眼点（指定児童発達支援）

　第１　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

第２　人員に関する基準

　１　従業者の員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

　　　２　管理者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

　　　３　従たる事業所を設置する場合における特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

第３　設備に関する基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

第４　運営に関する基準

１　利用定員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

　２　内容及び手続の説明及び同意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

３　契約支給量の報告等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

　４　提供拒否の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

　５　連絡調整に対する協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

６　サービス提供困難時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

　７　受給資格の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

　　８　障害児通所給付費の支給の申請に係る援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

　９　心身の状況等の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

　10　指定障害児通所支援事業者等との連携等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

11　サービスの提供の記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

12　指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる

金銭の支払の範囲等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

13　通所利用者負担額の受領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

14　通所利用者負担額に係る管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

15 障害児通所給付費の額に係る通知等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

16 指定児童発達支援の取扱方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

16の２ 障害児の地域社会への参加及び包摂の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・ ２８

17 児童発達支援計画の作成等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

18 児童発達支援管理責任者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２

19 相談及び援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２

20 支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２

21 食事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２

22 社会生活上の便宜の供与等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４

23 健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４

24 緊急時等の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４

25 通所給付決定保護者に関する市町村への通知・・・・・・・・・・・・・・・・・３４

26 管理者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６

27 運営規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６

28 勤務体制の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８

29　業務継続計画の策定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８

30　定員の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０

31　非常災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０

32　安全計画の策定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２

33　自動車を運行する場合の所在の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２

34　衛生管理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２

35　協力医療機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４

36　掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４

37　身体拘束等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６

38　虐待等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６

39　秘密保持等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８

40　情報の提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８

41　利益供与等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８

42　苦情解決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８

43　地域との連携等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５０

44　事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５０

45　会計の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２

46　記録の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２

47　電磁的記録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２

第５　共生型障害児通所支援に関する基準

１　共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準・・・・・・・・・・５４

　２　共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準・・・・・・・・・５４

３　共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準・・５４

　４　準用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５６

　５　電磁的記録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５８

第６　基準該当通所支援に関する基準

１　従業者の員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５８

　２　設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６０

３　利用定員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６０

　４　準用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６０

　５　指定生活介護事業所に関する特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６０

６　指定通所介護事業所等に関する特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６０

　７　指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例・・・・・・・・・・・・・・６２

　　８　電磁的記録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６６

第７　多機能型事業所に関する特例

１　従業者の員数に関する特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６６

　２　設備に関する特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７４

３　利用定員に関する特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７４

　４　電磁的記録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７４

第８　変更の届出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７６

第９　障害児通所給付費の算定及び取扱い

　１　基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７６

　　　２ 児童発達支援給付費

　（児童発達支援センターで行う場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７６

　　　　　（児童発達支援センター以外で行う場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・７６

　　　　 （共生型の場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７８

　　　　 （基準該当の場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７８

　　　　　（時間区分）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７８

（指定児童発達支援等の提供時間）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７８

　　　　 （減算が行われる場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８０

　　　　 （開所時間減算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８０

　　　　 （身体拘束廃止未実施減算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８０

（虐待防止措置未実施減算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８２

（業務継続計画未策定減算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８２

（情報公表未報告減算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８２

（中核機能強化加算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８２

（中核機能強化事業所加算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８２

（児童指導員等加配加算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８４

（専門的支援体制加算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８６

（看護職員加配加算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８８

（共生型サービス体制強化加算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８８

３　家庭連携加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８８

３の２　子育てサポート加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９０

４　食事提供加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９０

５　利用者負担上限額管理加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９２

６　福祉専門職員配置等加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９２

７　栄養士配置加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９４

８　欠席時対応加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９４

９　専門的支援実施加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９４

９の２　強度行動障害児支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９６

９の３　集中的支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９６

９の４　人工内耳装用児加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９６

９の５　視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・９６

10　個別サポート加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９８

10の２　入浴支援加算　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９８

11　医療連携体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９８

12　送迎加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０２

13　延長支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０４

13の２　関係機関連携加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０６

13の３ 事業所間連携加算 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０８

13の４ 保育・教育等移行支援加算 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０８

13の５　共生型サービス医療的ケア児支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・１０８

14　福祉・介護職員処遇改善加算（令和６年５月31日まで）　・・・・・・・・・・１１０

15　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（令和６年５月31日まで）　 ・・・・・・１１０

　16　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（令和６年５月31日まで） ・・・・１１０

17　福祉・介護職員等処遇改善加算（令和６年６月１日以降）・・・・・・・・・・１１０

第10　主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定及び取扱い

１　基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１４

２　主として難聴児経過的児童発達支援給付費・・・・・・・・・・・・・・・・・１１４

　　（時間区分）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１４

（指定児童発達支援等の提供時間）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１４

　　 （減算が行われる場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１４

　　（開所時間減算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１６

　　 （身体拘束廃止未実施減算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１６

（虐待防止措置未実施減算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１６

（業務継続計画未策定減算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１８

（情報公表未報告減算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１８

（人工内耳装用児加算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１８

（児童指導員等加配加算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２０

（専門的支援体制加算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２２

３　家庭支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２２

４　子育てサポート加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２４

５　食事提供加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２４

６　利用者負担上限額管理加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２４

７　福祉専門職員配置等加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２４

８　栄養士配置加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２６

９　欠席時対応加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２８

10　専門的支援実施加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２８

11　強度行動障害児支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２８

12　集中的支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２８

13　個別サポート加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２８

14　入浴支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３０

15　送迎加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３０

16　延長支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３０

17　関係機関連携加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３２

18　事業所間連携加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３４

19　保育・教育等移行支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３４

20　福祉・介護職員処遇改善加算（令和６年５月31日まで） ・・・・・・・・・・１３４

21　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（令和６年５月31日まで） ・・・・・・・１３６

　22　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（令和６年５月31日まで） ・・・・１３６

23　福祉・介護職員等処遇改善加算（令和６年６月１日以降）・・・・・・・・・・１３６

第11　主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定及び取扱い

１　基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４０

２　主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費・・・・・・・・・・・・・１４０

（指定児童発達支援等の提供時間）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４０

　 （減算が行われる場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４０

　　（開所時間減算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４２

　 （身体拘束廃止未実施減算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４２

（虐待防止措置未実施減算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４２

（業務継続計画未策定減算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４２

（情報公表未報告減算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４２

（児童指導員等加配加算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４４

（専門的支援体制加算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４６

（看護職員加配加算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４６

３　家庭支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４８

４　子育てサポート加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４８

５　食事提供加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５０

６　利用者負担上限額管理加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５０

７　福祉専門職員配置等加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５０

８　栄養士配置加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５２

９　欠席時対応加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５２

10　専門的支援実施加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５２

11　集中的支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５４

12　個別サポート加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５４

13　入浴支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５４

14　医療連携体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５４

15　送迎加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５６

16　延長支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５６

17　関係機関連携加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５６

18　事業所間連携加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５８

19　保育・教育等移行支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５８

20　福祉・介護職員処遇改善加算（令和６年５月31日まで） ・・・・・・・・・・１６０

21　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（令和６年５月31日まで） ・・・・・・・１６０

　22　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（令和６年５月31日まで） ・・・・１６０

23　福祉・介護職員等処遇改善加算（令和６年６月１日以降）・・・・・・・・・・１６２

第12　医療型経過的児童発達支援給付費の算定及び取扱い

１　基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６４

２　医療型経過的児童発達支援給付費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６４

（指定児童発達支援等の提供時間）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６４

　 （減算が行われる場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６４

　　（開所時間減算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６６

　 （身体拘束廃止未実施減算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６６

（虐待防止措置未実施減算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６６

（業務継続計画未策定減算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６６

（情報公表未報告減算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６６

３　家庭支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６８

４　子育てサポート加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６８

５　食事提供加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７０

６　利用者負担上限額管理加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７０

７　福祉専門職員配置等加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７０

８　栄養士配置加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７２

９　欠席時対応加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７２

10　専門的支援実施加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７２

11　集中的支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７４

12　個別サポート加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７４

13　入浴支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７４

14　送迎加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７４

15　保育職員加配加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７６

16　延長支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７６

17　関係機関連携加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７６

18　事業所間連携加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７８

19　保育・教育等移行支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７８

20　福祉・介護職員処遇改善加算（令和６年５月31日まで） ・・・・・・・・・・１８０

21　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（令和６年５月31日まで） ・・・・・・・１８０

　22　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（令和６年５月31日まで） ・・・・１８０

23　福祉・介護職員等処遇改善加算（令和６年６月１日以降）・・・・・・・・・・１８０

　　○　非常災害対策等自主点検表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８５

　　　○　従業者の勤務状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９４

○　前年度利用者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９６

○　指定児童発達支援利用者の一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９７

Ⅰ 運営指導当日準備する必要書類

　 　　　 指定児童発達支援

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 | 指定申請書類(控) | 有・無 |
| 2 | 組織図 | 有・無 |
| 3 | 勤務表，出勤簿 | 有・無 |
| 4 | 給与台帳 | 有・無 |
| 5 | 登録証，免許証 | 有・無 |
| 6 | 平面図 | 有・無 |
| 7 | 運営規程 | 有・無 |
| 8 | 契約書，重要事項説明書 | 有・無 |
| 9 | 利用料金等の説明文書，パンフレットなど | 有・無 |
| 10 | 受給者証（写） | 有・無 |
| 11 | 通所支援計画，看護・介護記録等 | 有・無 |
| 12 | 辞令又は雇用契約書 | 有・無 |
| 13 | 利用者数が分かる資料 | 有・無 |
| 14 | 職員の研修の記録 | 有・無 |
| 15 | 消防計画 | 有・無 |
| 16 | 衛生管理等に関する記録 | 有・無 |
| 17 | 就業規則 | 有・無 |
| 18 | 秘密保持に関する就業時の取り決め（雇用契約書，誓約書など） | 有・無 |
| 19 | 秘密保持に関する利用者の同意書 | 有・無 |
| 20 | 苦情解決に関する記録 | 有・無 |
| 21 | 事故に関する記録 | 有・無 |
| 22 | 緊急時の連絡体制に関する書類 | 有・無 |
| 23 | 損害賠償保険証書 | 有・無 |
| 24 | 変更届(控) | 有・無 |
| 25 | 金銭台帳の類 | 有・無 |
| 26 | 障害児通所給付費請求書(控) | 有・無 |
| 27 | 障害児通所給付費明細書(控) | 有・無 |
| 28 | サービス提供実績記録票（控） | 有・無 |
| 29 | サービス提供証明書（控） | 有・無 |
| 30 | 領収証(請求書)(控) | 有・無 |
| 注１　運営指導対象期間は，令和６年４月１日から運営指導当日までですので，その期間に対応した上記書類を準備してください。  注２　その他の書類についても当日提示していただく場合があります。 | | |

Ⅱ 主眼事項及び着眼点（指定児童発達支援事業）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **第１　基本方針**  **第２　人員に関**  **する基準**  **１ 従業者の員数**  **（指定児童発達支**  **援事業所(児童発達**  **支援センターであ**  **るものを除く)の場**  **合）** | （１）児童発達支援に係る指定通所支援（指定児童発達支援）の事業を行う者（指定児童発達支援事業者）は，当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して，常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めているか。  （２）指定児童発達支援事業者は，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，県，市町村，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （平成17年法律第123号）第５条第１項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者，児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。  （３）指定児童発達支援事業者は，当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じているか。  （４）指定児童発達支援の事業は，障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し，並びに集団生活に適応することができるよう，当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし，又これに併せて治療（上肢，下肢又は体幹の機能に障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）を行うものとなっているか。  （１）指定児童発達支援事業者が当該事業を行う事業所（指定児童発達　支援事業所）（児童発達支援センターであるものを除く。以下（７）まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数が，次のとおりとなっているか。  一　児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第６項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士指定児童発達支援の単位（指定児童発達支援であって，その提供が同時に一又は，複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が，イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ，それぞれイ又はロに定める数以上  イ　障害児の数が10までのもの ２以上  ロ　障害児の数が10を超えるもの　２に，障害児の数が10を超えて５又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  二　児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第１項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）１以上 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　「提供を行う時間帯を通じて専ら当該児童発達支援の提供に当たる」とは，指定児童発達支援の単位ごとに児童指導員又は保育士について，指定児童発達支援の提供時間帯を通じて当該職種の従業者が常に確保され，必要な配置を行うこと。  　　また，ここでいう「障害児の数」は，指定児童発達支援の単位ごとの障害児の数をいうものであり，障害児の数は実利用者の数をいう。  ○ 「指定児童発達支援の単位」とは，同時に，一体的に提供される指定児童発達支援をいう。  例えば，午前と午後とで別の障害児に対して指定児童発達支援を提供するような場合は，２単位として扱われ，それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。  　　また，同一事業所で複数の指定児童発達支援の単位を設置する場合には，同時に行われる単位の数の常勤の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）が必要となる。（解釈通知第三の１(1)⑦） | ○運営規程  ○個別支援計画  ○ケース記録  ○同上  ○福祉サービスを提供する者等との連携に努めていることが分かる書類  ○運営規程  ○研修計画，研修実施記録  ○虐待防止関係書類  ○体制の整備をしていることが分かる書類  ○運営規程  ○個別支援計画  ○ケース記録  ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | 法第21条の５の18  平24厚令15第３条第２項  平24厚令15第３条第３項  平24厚令15第３条第４項  平24厚令15第４条  法第21条の５の19第１項  平24厚令15第５条第１項  平24厚令15第５条第５項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | （２）（１）の各号に掲げる従業者のほか，指定児童発達支援事業所において，日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を，日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理，喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師，助産師，看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を，それぞれ置かれているか。（この場合において，指定児童発達支援の単位は，指定児童発達支援であって，その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。）  ただし，次の各号のいずれかに該当する場合には，看護職員を置かないことができる。  一　医療機関等との連携により，看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ，当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合  二　当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の３第１項の登録に係る事業所である場合に限る。）において，医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第２条第２項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。）のみを必要とする障害児に対し，当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の３第１項に規定する喀痰吸引等業務をいう。以下同じ。）を行う場合  三　当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第１項の登録に係る事業所である場合に限る。）において，医療的ケアのうち特定行為（同法附則第３条第１項に規定する特定行為をいう。以下同じ。）のみを必要とする障害児に対し，当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第１項に規定する特定行為業務をいう。以下同じ。）を行う場合  （３）（２）の規定に基づき，機能訓練担当職員又は看護職員（以下「機能訓練担当職員等」という。）をおいた場合において，当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には，当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めているか。  （４）（１）から（３）までの規定にかかわらず，主として重症心身障害児（法第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数が，次のとおりとなっているか。  （ただし，指定児童発達支援の単位毎にその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については，第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。）  　　　一　嘱託医　１以上  　　　二　看護職員（保健師，助産師，看護師又は准看護師をいう。）  １以上  　　　三　児童指導員又は保育士　１以上  　　　四　機能訓練担当職員　１以上  　　　五　児童発達支援管理責任者　１以上 | いる・いない  該当する・しない  該当する・しない  該当する・しない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  ○同上  ○同上 | 平24厚令15第５条第２項  平24厚令15第５条第５項  平24厚令15第５条第３項  平24厚令15第５条第４項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **（児童発達支援**  **センターの場**  **合）** | （５）（１）の児童指導員又は保育士のうち，１人以上は，常勤となっているか。  （６）（３）の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における（１）の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は，児童指導員又は保育士となっているか。  （７）（１）に掲げる児童発達支援管理責任者のうち，１人以上は，専任かつ常勤となっているか。  （８）指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下（13）まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数は，次のとおりとなっているか。  （ただし，40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては第三号の栄養士を，調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあっては第四号の調理員を置かないことができる。）  　　一　嘱託医　１以上  　　二　児童指導員及び保育士  　　　イ　児童指導員及び保育士の総数　指定児童発達支援の単位  （指定児童発達支援であって，その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとに，通じておおむね障害児の数を４で除して得た数以上  （この場合において，指定児童発達支援の単位は，指定児童発達支援であって，その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。）  　　　ロ　児童指導員　１以上  　　　ハ　保育士　１以上  　　三　栄養士　１以上  　　四　調理員　１以上  　　五　児童発達支援管理責任者　１以上  （経過措置）  　　障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）附則第22条第２項の規定により整備法第５条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第21条の５の３第１項の指定を受けたものとみなされている者については，当分の間，二号イ中「指定児童発達支援の単位ごとに，通じておおむね障害児の数を４で除して得た数以上」とあるのは「通じておおむね障害児である乳児又は幼児の数を４で除して得た数及び障害児である少年の数を７．５で除して得た数の合計数以上」とする。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  該当する・しない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　（１）の規定にかかわらず，保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し，又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは，障害児の支援に支障がない場合に限り，障害児の支援に直接従事する従業者については，これら児童への保育に併せて従事させることができる。 | ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  ○同上  ○同上  〇障害児の支援に支障がないことが分かる書類  ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | 平24厚令15第５条第６項  平24厚令15第５条第７項  平24厚令15第５条第８項  平24厚令15第５条第９項  平24厚令15第６条第１項  平24厚令15附則第３条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | （９）（８）各号に掲げる従業者のほか，指定児童発達支援事業所において，日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には，機能訓練担当職員が，日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的なケアを行う場合には看護職員が，それぞれ置かれているか。  ただし，次の各号のいずれかに該当する場合には，看護職員を置かないことができる。  一　医療機関等との連携により，看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ，当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合  二　当該指定児童発達支援事業所（社会福祉法及び介護福祉士法第48条の３第１項の登録に係る事業所に限る。）において，医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し，当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合  三　当該指定児童発達支援事業所（社会福祉法及び介護福祉士法附則第27条第１項の登録に係る事業所である場合に限る。）において，医療的なケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し，当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合  （10）（８）及び（９）に掲げる従業者のほか，指定児童発達支援事業所において，治療を行う場合には，医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置いているか。  （11）（９）の規定に基づき，機能訓練担当職員等を置いた場合においては，当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の総数に含めているか。  （経過措置）  (9）及び（11）の規定にかかわらず，令和６年４月１日において児童発達支援の指定を受けていた旧主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第５号。以下「令和６年改正府令」という。）第１条の規定による改正前の基準（以下「旧基準」という。）第６条第４項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）のうち令和６年改正府令附則第４条によりなお従前の例によることができることとしたものについては，（８）各号に掲げる従業者（（９）ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては，第三号に掲げる看護職員を除く。）のほか，次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。（この場合において，当該各号に掲げる従業者については，その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。  　一　言語聴覚士　指定児童発達支援の単位（指定児童発達支援であって，その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとに４以上（この場合において，指定児童発達支援の単位は，指定児童発達支援であって，その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。）  　二　機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）　機能訓練を行うために必要な数  　三　看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）　医療的ケアを行うために必要な数 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  該当する・しない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  ○同上  ○同上  ○令和６年４月１日において児童発達支援の指定を受けていたことが分かる書類  ○勤務実績表  ○出勤簿（タイムカード）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | 平24厚令15第６条第２項  平24厚令15第６条第３項  平24厚令15第６条第４項  令６内令５附則第４条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | （経過措置）  整備法附則第22条第２項の規定により新児童福祉法第21条の５の３第１項の指定を受けたものとみなされているものについては，当分の間，一号中「言語聴覚士指定児童発達支援の単位（指定児童発達支援であって，その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとに４以上」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。）及び言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。）それぞれ２以上」とする。  （経過措置）  （９）及び（11）の規定にかかわらず，令和６年４月１日において児童発達支援の指定を受けていた旧主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（旧基準第６条第５項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）のうち令和６年改正府令附則第４条によりなお従前の例によることができることとしたものについては，（８）各号に掲げる従業者のほか，次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。（この場合において，当該各号に掲げる従業者については，その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。）  一　看護職員　１以上  二　機能訓練担当職員　１以上 | 該当する・しない  該当する・しない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  ○同上 | 平24厚令15附則第３条  令６内令５附則第４条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | （12）（８），（９）及び（11）（（８）第一号を除く。）に規定する従業者は，専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者となっているか。  （ただし，障害児の支援に支障がない場合は，（８）第三号の栄養士及び同第四号の調理員については，併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。）  （この場合において，指定児童発達支援の単位は，指定児童発達支援であって，その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。）  （13）（10）に規定する従業者は，専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者となっているか。  （ただし，障害児の支援に支障がない場合は，障害児の保護に直接従事する従業者を除き，併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。）  （経過措置）  （８）から（13）までの規定にかかわらず，令和６年４月１日において旧医療型児童発達支援の指定を受けている児童発達支援事業所であって児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第４条第１項の規定により新児童発達支援の指定を受けたものとみなされた事業所（以下「旧指定医療型児童発達支援事業所」という。）のうち，令和６年改正府令附則第２条によりなお従前の例によることができることとしたものについては，次に掲げるとおりとする。  ①　次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。  一　医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者　同法に規定する診療所として必要とされる数  二　児童指導員　一以上  三　保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定医療型児童発達支援事業所にあっては，保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）　一以上  四　看護職員　一以上  五　理学療法士又は作業療法士　一以上  六　児童発達支援管理責任者　一以上  ②　①の各号に掲げる従業者のほか，旧指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には，機能訓練担当職員を置かなければならない。  ③　①の各号及び②に規定する従業者は，専ら当該旧指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし，障害児の支援に支障がない場合は，障害児の保護に直接従事する従業者を除き，併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。  ④　③の規定にかかわらず，保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し，又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは，障害児の支援に支障がない場合に限り，障害児の支援に直接従事する従業者については，これら児童への保育に併せて従事させることができる。 | いる・いない  いる・いない  該当する・しない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  ○同上  〇同上  〇同上  〇同上  〇障害児の支援に支障がないことが分かる書類 | 平24厚令15第６条第６項，第７項  平24厚令15第６条第８項  令６内令５附則第２条  令６内令５第１条の規定による改正前の平24厚令15第56条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **２　管理者**    **３　従たる事業所を設**  **置する場合における**  **特例**  **（児童発達支援センターであるものを除く）** | 指定児童発達支援事業者は，指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者が置かれているか。  （ただし，指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は，当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ，又は当該指定児童発達支援事業所以外の事業所，施設等の職務に従事させることができる。  (１） 指定児童発達支援事業者は，指定児童発達支援事業所  （児童発達支援センターであるものを除く。）における主  たる事業所（（２）において「主たる事業所」という。）  と一体的に管理運営を行う事業所（（２）において「従たる事業所」という。）を設置することができる。  （２） 従たる事業所を設置する場合においては，主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は，常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | いる・いない  該当する・しない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○ 指定障害児通所支援事業所の管理者は，原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。  　　ただし，以下の場合であって，当該事業所の管理業務に支障がないときは，他の職務を兼ねることができる。  　①　当該指定障害児通所支援事業所の従業者としての職務に従事する場合  　②　同一の事業者によって設置された他の事業所，施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって，当該他の事業所，施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も，当該指定児童発達支援事業所の利用者への支援の提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し，職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ，また，事故発生時等の緊急時の対応について，あらかじめ対応の流れを定め，必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合（解釈通知第三の１(３)）  ○　従業員の員数等に関する特例  多機能型事業所は，一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合（指定通所支援の事業のみを行う多機能型を除く。）は，「第２の１の(３)」にかかわらず，当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者，嘱託医及び管理者を除く。）のうち，１人以上は，常勤でなければならないとすることができる。(平24厚令15第80条第２項) | ○管理者の雇用形態が分かる書類  ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○勤務実績表  ○出勤簿（ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ）  ○登録証，免許証  ○辞令等  ○給与台帳等  ○組織図  ○勤務実績表 | 平24厚令15第７条  平24厚令15第８条第１項  平24厚令15第８条第２項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **第３　設備に関する基準**  **（児童発達支援センタ**  **ーであるものを除く）**  **（児童発達支援センタ**  **ーの場**合） | （１）指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は，発達支援室のほか，指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。  （２）（１）に規定する発達支援室は，支援に必要な機械器具等を備えているか。  （３）（１）に規定する設備及び備品等は，専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。  （ただし，障害児の支援に支障がない場合は，この限りでない。）  （４）指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに　限る。以下（７）まで同じ。）は，発達支援室，遊戯室，屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。），医務室，相談室，調理室，便所，静養室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等が設けられているか。  （ただし，主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては，遊戯室，屋外遊戯場，医務室及び相談室は，障害児の支援に支障がない場合は，設けないことができる。）  （経過措置）  令和６年４月１日において児童発達支援の指定を受けていた旧主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所であって令和６年改正府令附則第５条によりなお従前の例によることができることとしたものについては，指導訓練室，遊戯室，屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。），医務室，相談室，調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。（ただし，遊戯室，屋外遊戯場，医務室及び相談室は，障害児の支援に支障がない場合は，設けないことができる。）  （経過措置）  令和６年４月１日において児童発達支援の指定を受けていた旧主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所であって令和６年改正府令附則第５条によりなお従前の例によることができることとしたものについては，指導訓練室，遊戯室，屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。），医務室，相談室，調理室，便所，聴力検査室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。  （５）指定児童発達支援事業所において，治療を行う場合には，（４）に規定する設備（医務室を除く。）に加えて，医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  該当する・しない  該当する・しない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　設備の特例  多機能型事業所については，サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ，一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。(平24厚令15第81条) | ○平面図  ○設備・備品等一覧  　表  ○【目視】  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  〇平面図  ○【目視】 | 法第21条の５の19第２項  平24厚令15第９条第１項  平24厚令15第９条第２項  平24厚令15第９条第３項  平24厚令15第10条第１項  令６内令５附則第５条  令６内令５附則第５条  平24厚令15第10条第２項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | （６）（４）に規定する設備の基準は，次のとおりとなっているか。  （ただし，令和６年４月１日において児童発達支援の指定を受けていた旧主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は旧主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所であって令和６年改正府令附則第５条によりなお従前の例によることができることとしたものは，この限りでない。）  　　一　発達支援室  　　　イ　定員は，おおむね10人とすること。  　　　ロ　障害児１人当たりの床面積は，2.47平方メートル以上とすること。  　　二　遊戯室　障害児１人当たりの床面積は，1.65平方メートル以上とすること。  （７）（４）及び（６）に規定する設備は，専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。  （ただし，障害児の支援に支障がない場合は，(6)に掲げる場合を除き，併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。）  （経過措置）  （４）から（７）までの規定にかかわらず，令和６年４月１日において旧医療型児童発達支援の指定を受けている旧指定医療型児童発達支援事業所のうち，令和６年改正府令附則第３条によりなお従前の例によることができることとしたものについては，次に掲げるとおりとする。  ①　旧指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は，次のとおりとする。  一　医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。  二　指導訓練室，屋外訓練場，相談室及び調理室を有すること。  三　浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。  ②　旧指定医療型児童発達支援事業所は，その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。  ③　①に規定する設備は，専ら当該旧医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。（ただし，障害児の支援に支障がない場合は，①の第一号に掲げる設備を除き，併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。） | いる・いない  いる・いない  該当する・しない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○平面図  ○設備・備品等一覧  　表  ○【目視】  ○同上  〇同上  ○平面図  ○【目視】  ○平面図  ○設備・備品等一覧  　表  ○【目視】 | 平24厚令15第10条第３項  平24厚令15第10条第４項  令６内令５附則第３条  令６内令５第１条の規定による改正前の平24厚令15第58条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **第４　運営に関する基準**  **１　利用定員**  **２　内容及び手続の説明及び同意**  **３　契約支給量の報告等** | 指定児童発達支援事業所は，その利用定員を10人以上となっているか。  （ただし，主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）にあっては，利用定員を５人以上とすることができる。）  （１）指定児童発達支援事業者は，通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは，当該利用申込を行った通所給付決定保護者（利用申込者）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，当該利用申込者に対し，27に規定する運営規程の概要，従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い，当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。  （２）指定児童発達支援事業者は，社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は，利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。  （１）指定児童発達支援事業者は，指定児童発達支援を提供するときは，当該指定児童発達支援の内容，通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（（２）において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（（３）及び（４）において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。  （２）契約支給量の総量は，当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。  （３）指定児童発達支援事業者は，指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは，通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。  （４）指定児童発達支援事業者は，通所受給者証記載事項に変更があった場合について（１）から（３）に準じて取り扱っているか | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○「利用定員」とは，１日に設置される単位ごとの利用定員の合計の最大数をいう。（解釈通知第三の３(1)）  ○利用定員に関する特例  (1) 多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は，第４の１にかかわらず，その利用定員を，当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。  (2) 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については，第４の１にかかわらず，指定児童発達支援，指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を５人以上とすることができる。(平24厚令15第82条)  ○　書面交付事項  　①　当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地  ②　当該事業の経営者が提供する指定児童発達支援の内容  　③　当該指定児童発達支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項  　④　指定児童発達支援の提供開始年月日  　⑤ 指定児童発達支援に係る苦情を受け付けるための窓口  　利用申込者の承諾を得た場合には，当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法，その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。(解釈通知第三の３(2)) | ○運営規程  ○利用者数が分かる書類（利用者名簿等）  ○重要事項説明書  ○利用契約書  ○重要事項説明書  ○利用契約書  ○その他保護者に交付した書面  ○受給者証(写)  ○受給者証(写)  ○契約内容報告書  ○契約内容報告書  ○受給者証(写)  ○契約内容報告書 | 法第21条の５の19第２項  平24厚令15第11条  平24厚令15第12条第１項  平24厚令15第12条第２項  平24厚令15第13条第１項  平24厚令15第13条第２項  平24厚令15第13条第３項  平24厚令15第13条第４項 |  |
| ○　受給者証への記載事項  ①　当該事業者及びその事業所の名称  　②　当該指定児童発達支援の内容  　③　当該事業者が当該通所給付決定保護者に提供する月当たりの指定児童発達支援の提供量（契約支給量）  　④　契約日等  　　当該契約に係る指定児童発達支援の提供が終了した場合にはその年月日を，月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定児童発達援の量を記載すること。（解釈通知第三の３(3)①）  ○　受給者証に記載すべき契約支給量の総量は，当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。（解釈通知第三の３(3)②）  ○ 指定児童発達者は，（１)の規定による記載をした場合には，遅滞なく市町村に対して，当該記載事項を報告すること。（解釈通知第三の３(3)③） | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **４　提供拒否の禁止**  **５　連絡調整に対する協力**  **６　サービス提供困難時の対応**  **７　受給資格の確認**    **８　障害児通所給付費の支給の申請に係る援助**  **９　心身の状況等の把握**  **10　指定障害児通所支援事業者等との連携等** | 指定児童発達支援事業者は，正当な理由がなく指定児童発達支援の提供を拒んでいないか。  指定児童発達支援事業者は，指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者）が行う連絡調整に，できる限り協力しているか。  指定児童発達支援事業者は，指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。）等を勘案し，利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は，適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。    指定児童発達支援事業者は，指定児童発達支援の提供を求められた場合は，通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって，通所給付決定の有無，通所給付決定をされた指定通所支援の種類，通所給付決定の有効期間，支給量等を確かめているか。  （１）指定児童発達支援事業者は，指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は，その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  （２）指定児童発達支援事業者は，指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し，通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について，必要な援助を行っているか。  指定児童発達支援事業者は，指定児童発達所支援の提供に当たっては，障害児の心身の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。  （１）指定児童発達支援事業者は，指定児童発達支援の提供に当たっては，県，市町村，障害福祉サービスを行う者，児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  （２）指定児童発達支援事業者は，指定児童発達支援の提供の終了に際しては，障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに，県，市町村，障害福祉サービスを行う者，児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ４　提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは，  　①　当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合  ②　入院治療の必要がある場合  ③ 当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合，その他障害児に対し自ら適切な指定通所支援を提供することが困難な場合等である。（解釈通知第三の３(4)）  ５　指定児童発達支援事業者は，市町村又は障害児相談支援事業者が行う障害児の紹介，地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し，指定通所支援の円滑な利用の観点から，できる限り協力しなければならない。（解釈通知第三の３(5)）  ○　心身の状況等の把握については，質の高い指定児童発達支援の提供に資することや当該障害児の生活の継続性を重視する観点から，他の福祉サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。（解釈通知第三の３(9)）  ○　指定児童発達支援を提供するに当たっては，教育との連携にも配慮すること。（児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について （平成24年４月18日付事務連絡）） | ○紹介の記録等  ○受給者証(写)  ○アセスメント記録  ○ケース記録  ○個別支援計画  ○ケース記録  ○同上 | 平24厚令15第14条  平24厚令15第15条  平24厚令15第16条  平24厚令15第17条  平24厚令15第18条第１項  平24厚令15第18条第２項  平24厚令15第19条  平24厚令15第20条第１項  平24厚令15第20条第２項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **11　サービスの提供の記録**  **12　指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等**  **13　通所利用者負担額の受領** | （１）指定児童発達支援事業者は，指定児童発達支援を提供した際は，当該指定児童発達支援の提供日，内容その他必要な事項を，当該指定児童発達支援の提供の都度，記録しているか。  （２）指定児童発達支援事業者は，（１）の規定による記録に際しては，通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けているか。  （１）指定児童発達支援事業者が，指定児童発達支支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは，当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって，当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。  （２）（１）の規定により金銭の支払を求める際は，当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに，通所給付決定保護者に対して説明を行い，同意を得ているか。（ただし，13の（１）から（３）までに規定する支払については，この限りでない。）  （１）指定児童発達支援事業者は，指定児童発達支援を提供した際は，通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。  （２）指定児童発達支援事業者は，法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は，通所給付決定保護者から，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める額の支払を受けているか。  　　一　次号に掲げる場合以外の場合　当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額  　　二　治療を行う場合　前号に掲げる額のほか，当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第２項第１号に規定する食事療養をいう。）を除く。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額  （３）指定児童発達支援事業者は，（１）及び（２）の支払を受ける額のほか，指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち，次の各号（第一号にあっては，児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。  　　　一　食事の提供に要する費用  　　　二　日用品費  　　　三　前二号に掲げるもののほか，指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち，日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって，通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　通所給付決定保護者及び指定児童発達支援事業者が，その時点での指定児童発達支援の利用状況等を把握できるようにするため，当該指定児童発達支援の提供日，提供したサービスの具体的内容，利用者負担額等に係る必要な事項を記録しなければならない。  （解釈通知第三の３(10)） | ○サービス提供の記  　録  ○同上  ○金銭台帳の類  ○請求書及び領収証(控)  ○障害児通所給付費等明細書(控)  ○運営規程  ○利用料金等の説明文書  ○同意書  ○請求書  ○領収書  ○同上  ○同上 | 平24厚令15第21条第１項  平24厚令15第21条第２項  平24厚令15第22条第１項  平24厚令15第22条第２項  平24厚令15第23条第１項  平24厚令15第23条第２項  平24厚令15第23条第３項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **14　通所利用者負担額に係る管理**  **15　障害児通所給付費の額に係る通知等**  **16　指定児童発達支援の取扱方針** | （４）（３）第一号に掲げる費用については，平成24年厚生労働省告示第231号「食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針」に定めるところによるものとなっているか。  （５）指定児童発達支援事業者は，（１）から（３）までの費用の額の支払を受けた場合は，当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。  （６）指定児童発達支援事業者は，（３）の費用に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，通所給付決定保護者に対し，当該サービスの内容及び費用について説明を行　い，通所給付決定保護者の同意を得ているか。  指定児童発達支援事業者は，通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者が提供する指定通所支援を受けた場合において，当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは，当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（通所利用者負担額合計額）を算定しているか。  この場合において，当該指定児童発達支援事業者は，当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上，通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに，当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しているか。  （１）指定児童発達支援事業者は，法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は，通所給付決定保護者に対し，当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しているか。  （２）指定児童発達支援事業者は，法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は，その提供した指定児童発達支援の内容，費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。  （１）指定児童発達支援事業者は，児童発達支援計画に基づき，障害児の心身の状況等に応じて，その者の支援を適切に行うとともに，指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。  （２）指定児童発達支援事業者は，障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。  （３）指定児童発達支援事業所の従業者は，指定児童発達支援の提供に当たっては，懇切丁寧を旨とし，通所給付決定保護者及び障害児に対し，支援上必要な事項について,理解しやすいように説明を行っているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　「支援上必要な事項」とは，通所支援計画の目標及び内容のほか，行事及び日課等も含むものである。（解釈通知第三の３(15)②） | ○請求書  ○領収書  ○重要事項説明書  ○領収書  ○重要事項説明書  ○利用者負担額上限管理通知（控）    ○通知(写)  ○サービス提供証明書（写）  ○児童発達支援等計画(利用者ごと)  実績記録など  自己評価に関する記録  外部評価結果の記録  〇同上  ○同上 | 平24厚令15第23条第４項  平24厚告231    平24厚令15第23条第５項  平24厚令15第23条第６項  平24厚令15第24条  平24厚令15第25条第１項  平24厚令15第25条第２項  平24厚令15第26条第１項  平24厚令15第26条第２項  平24厚令15第26条第３項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **16の２　障害児の地域社会への参加及び包摂の推進**  **17　児童発達支援計画の作成等** | （４）指定児童発達支援事業者は，障害児の適性，障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この16及び16の２において同じ。）の確保並びに（５）に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から，指定児童発達支援の提供に当たっては，心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行っているか。  （５）指定児童発達支援事業者は，その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い，常にその改善を図っているか。  （６）指定児童発達支援事業者は（５）の規定により，その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては，次に掲げる事項について指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で，自ら評価（以下この16において「自己評価」という。）を行うとともに，当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者による評価（以下この16において「保護者評価」という。）を受けて，その改善を図っているか。  　　一　当該児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向，障害児の適性，障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況  　　二　従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況  　　三　指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況  　　四　関係機関及び地域との連携，交流等の取組の状況  　　五　当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供，助言その他の援助の実施状況  　　六　緊急時等における対応方法及び非常災害対策  　　七　指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況  （７）指定児童発達支援事業者は，おおむね１年に１回以上，自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を，保護者に示すとともに，インターネットの利用その他の方法により公表しているか。  （８）指定児童発達支援事業者は，指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（（４）に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し，インターネットの利用その他の方法により公表しているか。（令和７年３月31日までは努力義務）  指定児童発達支援事業者は，障害児が指定児童発達支援を利用することにより，地域の保育，教育等の支援を受けることができるようにすることで，障害の有無にかかわらず，全ての児童が共に成長できるよう，障害児の地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）の推進に努めているか。  （１）指定児童発達支援事業所の管理者は，児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（児童発達支援計画）の作成に関する業務を担当させているか。  （２）児童発達支援管理責任者は，児童発達支援計画の作成に当たっては，適切な方法により，障害児について，その有する能力，その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（アセスメント）を行うとともに，障害児の年齢及び発達の程度に応じて，その意見が尊重され，その最善の利益が優先して考慮され，心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　自らその提供する指定通所支援の質の評  価を行うことはもとより，第三者による外部  評価の導入を図るよう努め，常にサービスを  提供する施設としての質の改善を図らなけ  ればならない。（解釈通知第三の３(15)③）  17 児童発達支援計画の作成等  ○　児童発達支援計画には，通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向，障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期，生活全般の質を向上させるための課題，５領域（｢健康・生活｣，｢運動・感覚｣，｢認知・行動｣，｢言語・コミュニケーション｣及び｢人間関係・社会性｣との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容（行事や日課も含む），指定児童発達支援を提供する上での留意事項等を記載すること。  　　インクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容については，例えば，保育所等への移行支援等のインクルージョンの観点を踏まえた取組や，地域との交流の機会の確保等の支援におけるインクルージョンの視点などが考えられる。  　　なお，児童発達支援計画の様式については，「児童発達支援ガイドライン」を参考にしつつ，各指定事業所で定めるもので差し支えない。  児童発達支援計画は，障害児の能力，その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行うとともに，障害児の年齢及び発達の程度に応じて，その意見が尊重され，その最善の利益が優先して考慮され，心身ともに健やかに育成されるよう，指定障害児相談支援事業者等が作成した障害児支援利用計画を踏まえて，障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案すること。  「最善の利益が優先して考慮」されるとは，「障害児にとって最も善いことは何か」を考慮することをいう。障害児の意見がその年齢及び発達の程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても，別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果，障害児にとって最善とは言い難いと認められる場合には，障害児の意見とは異なる結論が導かれることはあり得るものである。  （解釈通知第三の３(16)①） | ○個別支援計画  ○児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類  ○個別支援計画  ○アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録 | 平24厚令15第26条第４項  平24厚令15第26条第５項  平24厚令15第26条第６項  平24厚令15第26条第７項  平良24厚令15第26条の２  平24厚令15第26条の３  平24厚令15第27条第１項  平24厚令15第27条第２項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | （３）児童発達支援管理責任者は，アセスメントに当たっては，通所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。  この場合において，児童発達支援管理責任者は，面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し，理解を得ているか。  （４）児童発達支援管理責任者は，アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき，通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向，障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期，生活全般の質を向上させるための課題，16の（４）に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容，指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しているか。  この場合において，障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。  （５）児童発達支援管理責任者は，児童発達支援計画の作成に当たっては，障害児の意見が尊重され，その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で，障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し，児童発達支援計画の原案について意見を求めているか。  （６）児童発達支援管理責任者は，児童発達支援計画の作成に当たっては，通所給付決定保護者及び障害児に対し，当該児童発達支援計画について説明し，文書によりその同意を得ているか。  （７）児童発達支援管理責任者は，児童発達支援計画を作成した際には，当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付しているか。  （８）児童発達支援管理責任者は，児童発達支援計画の作成後，児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。（モニタリング））を行うとともに，障害児について解決すべき課題を把握し，少なくとも６月に１回以上，児童発達支援計画の見直しを行い，必要に応じて，当該児童発達支援計画の変更を行っているか。  （９）児童発達支援管理責任者は，モニタリングに当たっては，通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行っているか。  　　一　定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。  　　二　定期的にモニタリングの結果を記録すること。  （10）児童発達支援計画の変更については，(２)から(７)までの規定に準じて行っているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない    いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○アセスメントを実施したことが分かる記録  ○面接記録  ○個別支援計画の原案  ○他サービスとの連携状況が分かる書類  ○サービス担当者会議の記録  ○個別支援計画  ○保護者に交付した記録  ○個別支援計画  ○個別支援計画  ○アセスメント及びモニタリングに関する記録  ○モニタリング記録  ○面接記録  ○(２)から(７)に掲げる確認資料 | 平24厚令15第27条第３項  平24厚令15第27条第４項  平24厚令15第27条第５項  平24厚令15第27条第６項  平24厚令15第27条第７項  平24厚令15第27条第８項  平24厚令15第27条第９項  平24厚令15第27条第10項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **18　児童発達支援管理責任者の責務**  **19　相談及び援助**  **20　支援**  **21　食事** | （１）児童発達支援管理責任者は，17に規定する業務のほか，次に掲げる業務を行っているか。  　　一　19に規定する相談及び援助を行うこと。  二　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。  （２）児童発達支援管理責任者は，業務を行うに当たっては，障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めているか。  　指定児童発達支援事業者は，常に障害児の心身の状況，その置かれている環境等の的確な把握に努め，障害児又はその家族に対し，その相談に適切に応じるとともに，必要な助言その他の援助を行っているか。  （１）指定児童発達支援事業者は，障害児の心身の状況に応じ，障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう，適切な技術をもって支援を行っているか。  （２）指定児童発達支援事業者は，障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに，社会生活への適応性を高めるよう，あらゆる機会を通じて支援を行っているか。  （３）指定児童発達支援事業者は，障害児の適性に応じ，障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう，より適切に支援を行っているか。  （４）指定児童発達支援事業者は，常時１人以上の従業者を支援に従事させているか。  （５）指定児童発達支援事業者は，障害児に対して，当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により，指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせていないか。  （１）指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。（４）において同じ。）において，障害児に食事を提供するときは，その献立は，できる限り，変化に富み，障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。  （２）食事は，（１）の規定によるほか，食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。  （３）調理は，あらかじめ作成された献立に従って行われているか。  （４）指定児童発達支援事業所においては，障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　相談及び援助については，常に障害児の心身の状況，その置かれている環境等の的確な把握に努め，常時必要な相談及び援助を行い得る体制を取ることにより，積極的に障害児の生活の質の向上を図ることを趣旨とするもの。（解釈通知第三の３(18)） | ○相談及び援助を行っていることが分かる書類（ケース記録等）  ○他の従業者に指導及び助言した記録  ○個別支援計画  ○サービス提供の記録  ○業務日誌等  ○同上  ○同上  ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○従業者名簿  ○雇用契約書  ○個別支援計画  ○サービス提供の記録  ○業務日誌等  ○献立表 | 平24厚令15第28条第１項  平24厚令15第28条第２項  平24厚令15第29条  平24厚令15第30条第１項  平24厚令15第30条第２項  平24厚令15第30条第３項  平24厚令15第30条第４項  平24厚令15第30条第５項  平24厚令15第31条第１項  平24厚令15第31条第２項  平24厚令15第31条第３項  平24厚令15第31条第４項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **22　社会生活上の便**  **宜の供与等**  **23　健康管理**  **24　緊急時等の対応**  **25　通所給付決定保護者に関する市町村への通知** | （１）指定児童発達支援事業者は，教養娯楽設備等を備えるほか，適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。  （２）指定児童発達支援事業者は，常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。  （１）指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において，指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は，常に障害児の健康の状況に注意するとともに，通所する障害児に対し，通所開始時の健康診断，少なくとも１年に２回の定期健康診断及び臨時の健康診断を，学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行っているか。  （２）（１）の指定児童発達支援事業者は，（１）の規定にかかわらず，次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって，当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは，同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において，指定児童発達支援事業者は，それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しているか。   |  |  | | --- | --- | | 児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断 | 通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断 | | 障害児が通学する学校における健康診断 | 定期の健康診断又は臨時の健康診断 |   （３）指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業者の健康診断に当たっては，綿密な注意を払っているか。  指定児童発達支援事業所の従業者は，現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は，速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。  指定児童発達支援事業者は，指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け，又は受けようとしたときは，遅滞なく，意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　画一的な支援を行うのではなく，障害児の年齢や発達段階に応じた教養娯楽設備を備えるほか，スポーツ，文化的活動等のレクリエーション行事を行うこと。（解釈通知第三の３(21)①）  ○　障害児の家族に対し，当該事業所の会報の送付，当該事業所が実施する行事への参加の呼びかけ等によって障害児とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならない。（解釈通知第三の３(21)②）  ○　障害児の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は，運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき，医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならないこととしたもの。（解釈通知第三の３(23)） | ○行事計画  ○健康診断に関する記録  ○緊急時対応マニュアル  ○ケース記録  ○事故等の対応記録 | 平24厚令15第32条第１項  平24厚令15第32条第２項  平24厚令15第33条第１項  平24厚令15第33条第２項  平24厚令15第33条第３項  平24厚令15第34条  平24厚令15第35条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **26　管理者の責務**  **27　運営規程** | （１）指定児童発達支援事業所の管理者は，当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を，一元的に行っているか。  （２）指定児童発達支援事業所の管理者は，当該指定児童発達支援事業所の従業者に平成24年厚生労働省令第15号第２章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。  　指定児童発達支援事業者は，指定児童発達支援事業所ごとに，次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。  　一　事業の目的及び運営の方針  　二　従業者の職種，員数及び職務の内容  　三　営業日及び営業時間  四　利用定員  　五　指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額  　六　通常の事業の実施地域  　七　サービスの利用に当たっての留意事項  　八　緊急時等における対応方法  　九　非常災害対策  　十　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  　十一　虐待の防止のための措置に関する事項  　十二　その他運営に関する重要事項 | いる・いない  いる・いない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○ 「利用定員」とは，指定児童発達支援事業所において同時に指定児童発達支援の提供を受けることができる障害児の数の上限をいう。  　　なお，複数の指定通所支援の単位が設置されている場合にあっては，当該指定通所支援の単位ごとに利用定員を定める必要がある。  　　また，「基準第11条に規定する「利用定員」」とは，異なる概念であることに留意すること。（解釈通知第三の３(26)②）  ○　「指定通所支援の内容」とは，指導，訓練の内容はもとより，行事及び日課等のサービスの内容を指すものである。（解釈通知第三の３(26)③）  ○　「虐待の防止のための措置事項」  　ア　虐待防止に関する担当者の設置  イ　苦情解決体制の整備  　ウ　従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施（研修方法や研修計画など）  エ　基準第45条第２項第１号の虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）の設置等に関すること  （解釈通知第三の３(26)⑧） | ○他の業務等と兼務している場合の，それぞれの勤務表  ○出勤簿  〇運営規定 | 平24厚令15第36条第１項  平24厚令15第36条第２項  平24厚令15第37条  「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号当職通知） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **28　勤務体制の確**  **保等**  **29　業務継続計画の策定等** | （１）指定児童発達支援事業者は，障害児に対し，適切な指定児童発達支援を提供することができるよう，指定児童発達支援事業所ごとに，従業者の勤務の体制を定めているか。  （２）指定児童発達支援事業者は，指定児童発達支援事業所ごとに，当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しているか。  （ただし，障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。）  （３）指定児童発達支援事業者は，従業者の資質の向上のために，その研修の機会を確保しているか。  （４）指定児童発達支援事業者は，適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。  （１）指定児童発達支援事業者は，感染症や非常災害の発生時において，利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための，及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。  （２）指定児童発達支援事業者は，従業者に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。  （３）指定児童発達支援事業者は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。  ※　経過措置（令和６年３月31日までの間は努力義務） | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　指定児童発達支援事業所ごとに，原則として月ごとの勤務表を作成し，従業者の日々の勤務時間，常勤・非常勤の別，管理者との業務関係等を明確にすること。（解釈通知第三の３(27)①）  ○　障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については，第三者への委託等を行うことを認めている。  （解釈通知第三の３(27)②）  ○　指定児童発達支援事業所の従業者の資質の向上を図るため，研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。（解釈通知第三の３(27)③） | ○従業者の勤務表  ○勤務形態一覧表又は雇用形態が分かる書類  ○研修計画，研修実施記録  ○就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類  ○業務継続計画  ○研修及び訓練を実施したことが分かる書類  ○業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類 | 平24厚令15第38条第１項  平24厚令15第38条第２項  平24厚令15第38条第３項  平24厚令15第38条第４項  平24厚令15第38条の２第１項  令３厚令10附則第３条  平24厚令15第38条の２第２項  令３厚令10附則第３条  平24厚令15第38条の２第３項  令３厚令10附則第３条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **30　定員の遵守**  **31　非常災害対策** | 指定児童発達支援事業者は，利用定員及び発達支援室の定員を超えて，指定児童発達支援の提供を行っていないか。（ただし，災害，虐待その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。）  （１）指定児童発達支援事業者は，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに，非常災害に関する具体的計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し，それらを定期的に従業者に周知しているか。  （２）指定児童発達支援事業者は，非常災害に備えるため，定期的に避難，救出その他必要な訓練を行っているか。   * １８５ページ以降の「非常災害対策等自主点検表」に詳細に記載すること。（児童発達支援センターを除く。）   （３）指定児童発達支援事業者は，(２)の訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 | いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

○　次に該当する利用定員を超えた障害児の受け入れについては，適正なサービスの提供が確保されることを前提とし，地域の社会資源の状況等から新規の障害児を当該指定児童発達支援事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り，可能とする。

　①　1日当たりの障害児の数

　　ア　利用定員50人以下の場合

　１日の障害児の数が，利用定員に100分の150を乗じて得た数以下となっていること。

イ　利用定員51人以上の場合

　１日の障害児の数が，利用定員に当該入所定員から50を差し引いた数に，100分の25を乗じた数に，25を加えた数を加えて得た数以下となっていること。

②　過去３月間の障害児の数

直近の過去３月間の障害児の延べ数が，利用定員に開所日数を乗じて得た数に，100分の125を乗じて得た数以下となっていること。（解釈通知第三の３(29)）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○ 「非常災害に関する具体的計画」とは，消防法施行規則第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害，地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合，消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は，消防法第８条の規定に基づき定められる者に行わせること。  （解釈通知第三の３(30)③）  ○　「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは，火災等の災害時に，地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに，日頃から消防団や地域住民との連携を図り，火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを行うこと。（解釈通知第三の３(30)④）  ○　指定児童発達支援事業者が避難，救出その他の訓練の実施に当たって，できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり，そのためには，日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど，訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては，消防関係者の参加を促し，具体的な指示を仰ぐなど，より実効性のあるものとすること。  （解釈通知第三の３(30)⑤） | ○運営規程  ○利用者数が分かる書類（利用者名簿等）  ○非常火災時対応マニュアル（対応計画）  ○運営規程  ○通報・連絡体制  ○消防用設備点検の記録  ○避難訓練の記録  ○消防署への届出    ○地域住民が訓練に参加していることが分かる書類 | 平24厚令15第39条  平24厚令15第40条第１項  平24厚令15第40条第２項  平24厚令15第40条第３項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **32　安全計画の策**  **定等**  **33　自動車を運行する場合の所在の確認**  **34　衛生管理等** | （１）指定児童発達支援事業者は，障害児の安全の確保を図るため，指定児童発達支援事業所ごとに，当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検，従業者，障害児等に対する事業所外での活動，取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導，従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し，当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。  （２）指定児童発達支援事業者は，従業者に対し，安全計画について周知するとともに，（１）の研修及び訓練を定期的に実施しているか。  （３）指定児童発達支援事業者は，障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう，通所給付決定保護者に対し，安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。  （４）指定児童発達支援事業者は，定期的に安全計画の見直しを行い，必要に応じて安全計画の変更を行っているか。  （１）指定児童発達支援事業者は，障害児の事業所外での活動，取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは，障害児の乗車及び降車の際に，点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により，障害児の所在を確認しているか。  （２）指定児童発達支援事業者は，障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは，当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え，これを用いて前記（１）に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行っているか。  （１）指定児童発達支援事業者は，障害児の使用する設備及び飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　特に，従業者が感染源となることを予防し，また従業者を感染の危険から守るため，手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じること。 | ○安全計画に関する書類  ○研修及び訓練を実施したことが分かる書類  ○保護者に周知したことが分かる書類  ○安全計画に関する書類  ○自動車運行状況並びに所在を確認したことが分かる書類  ○見落とし防止に関する装置及び当該装置を用いた手順が分かる書類  ○感染予防に関するマニュアルなど  ○衛生管理に関する書類 | 平24厚令15第40条の２第１項  平24厚令15第40条の２第２項  平24厚令15第40条の２第３項  平24厚令15第40条の２第４項  平24厚令15第40条の３第１項  平24厚令15第40条の３第２項  平24厚令15第41条第１項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **35　協力医療機関**  **36　掲示** | （２）指定児童発達支援事業者は，当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し，又はまん延しないように，次に掲げる措置を講じているか。  ①　当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  　　②　当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。  　　③　当該指定児童発達支援事業所において，従業者に対し，感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。  　※　経過措置（令和６年３月31日までの間は努力義務）  指定児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）は，障害児の病状の急変等に備えるため，あらかじめ，協力医療機関を定めているか。  指定児童発達支援事業者は，指定児童発達支援事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，従業者の勤務の体制，35の協力医療機関，その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は，指定児童発達支援事業者は，これらの事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| （留意点）  　①　指定障害児通所支援事業者は，感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について，必要に応じ保健所の助言，指導を求めるとともに，密接な連携を保つこと。  ②　特にインフルエンザ対策，腸管出血性大腸菌感染症対策，レジオネラ症対策等については，その発生及びまん延を防止するための措置について，別途通知等が発出されているので，これに基づき，適切な措置を講じること。  ③　空調設備等により事業所内の適温　の確保に努めること。  （解釈通知第三の３(31)①）  ○　掲示  ①　指定児童発達支援事業者は，運営規程の概要，従業者の勤務体制，協力医療機関，事故発生時の対応，苦情処理の体制，提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有・無，実施した直近の年月日，実施した評価機関の名称，評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定児童発達支援事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが，次に掲げる点に留意する必要がある。  ア　指定児童発達支援事業所の見やすい場所とは，重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。  イ　従業者の勤務体制については，職種ごと，常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり，従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。  ②　同条第２項は，重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定児童発達支援事業所内に備え付けることで同条第１項の掲示に代えることができることを規定したものである。  （解釈通知第三の３(33)） | ○感染予防に関するマニュアル等  ○衛生管理に関する書類  ○委員会議事録  ○感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針  ○研修及び訓練を実施したことが分かる書類  ○協力医療機関の契約書又は確約書  ○事業所の掲示物又は備え付け閲覧物 | 平24厚令15第41条第２項  令３厚令10附則第４条  平24厚令15第42条  平24厚令15第43条第１項，第２項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **37　身体拘束等の禁止**  **38　虐待等の禁止** | （１）指定児童発達支援事業者は，指定児童発達支援の提供に当たっては，障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。  （２）指定児童発達支援事業者は，やむを得ず身体拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。  （３）指定児童発達支援事業者は，身体拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じているか。  ①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  ②　身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。  ③　従業者に対し，身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。  （１）指定児童発達支援事業所の従業者は，障害児に対し，児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第２条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。  （２）指定児童発達支援事業者は，虐待の発生又はその再発を防止するため，次に掲げる措置を講じているか。  ①　当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  ②　当該指定児童発達支援事業所において，従業者に対　し，虐待の防止ための研修を定期的に実施しているか。  ③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 | いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| （参考）児童虐待の防止等に関する法律（第２条）  １　児童の身体に外傷が生じ，又は生じるおそれのある暴行を加えること  ２　児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること  ３　児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置，保護者以外の同居人による前２号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること  ４　児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応，児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと | ○個別支援計画  ○身体拘束マニュアル  ○身体拘束等に関する書類  ○身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録，理由が分かる書類等）  ○委員会議事録  ○身体拘束等の適正化のための指針  ○研修を実施したことが分かる書類  ○個別支援計画  ○虐待防止関係書類（研修記録，虐待防止マニュアル　等）  ○ケース記録  ○業務日誌  ○委員会議事録  ○従業者に周知したことが分かる書類  ○研修を実施したことが分かる書類  ○担当者が配置されていることが分かる書類（辞令，人事記録等） | 平24厚令15第44条第１項  平24厚令15第44条第２項  平24厚令15第44条第３項  令３厚令10附則第５条  平24厚令15第45条第１項  平24厚令15第45条第２項  令３厚令10附則第２条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **39**　**秘密保持等**  **40　情報の提供等**  **41　利益供与等の禁止**  **42　苦情解決** | （１）指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。  （２）指定児童発達支援事業者は，従業者及び管理者であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じているか。  （３）指定児童発達支援事業者は，指定障害児入所施設等，指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して，障害児又はその家族に関する情報を提供する際は，あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。  （１）指定児童発達支援事業者は，指定児童発達支援を利用しようとする障害児が，これを適切かつ円滑に利用できるように，当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っているか。  （２）指定児童発達支援事業者は，当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において，その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。  （１）指定児童発達支援事業者は，障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者等），障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し，障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を供与していないか。  （２）指定児童発達支援事業者は，障害児相談支援事業者等，障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から，障害児又はその家族を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を収受していないか。  （１）指定児童発達支援事業者は，その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。  （２）指定児童発達支援事業者は，（１）の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録しているか。 | いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いない・いる  いない・いる  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　指定児童発達支援事業者は，当該指定児童発達支援事業所の従業者等が，従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を，従業者との雇用時等に取り決め，例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じること。（解釈通知第三の３(37)②）  ○　従業者が障害児の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を，他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには，指定児童発達支援事業者は，あらかじめ，文書により障害児又はその家族から同意を得ること。  なお，この同意は，サービス提供開始時に支給決定保護者等から包括的な同意を得ておくことで足りる。（解釈通知第三の３(37)③）  ○　「必要な措置」とは，相談窓口，苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいう。  　　当該措置の概要については，通所給付決定保護者等にサービスの内容を説明する文書に記載し，事業所に掲示することが望ましい。  (解釈通知第三の３(39)①) | ○従業者及び管理者の秘密保持誓約書  ○同上  ○その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）  ○個人情報同意書  ○情報提供を行ったことが分かる書類(パンフレット等)  ○事業者のＨＰ画　面・パンフレット  ○苦情受付簿  ○重要事項説明書  ○契約書  ○事業所の掲示物  ○苦情者への対応記録  ○苦情対応マニュアル | 平24厚令15第47条第１項  平24厚令15第47条第２項  平24厚令15第47条第３項  平24厚令15第48条第１項    平24厚令15第48条第２項  平24厚令15第49条第１項  平24厚令15第49条第２項  平24厚令15第50条第１項  平24厚令15第50条第２項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **43　地域との連携等**  **44　事故発生時の対応** | （３）指定児童発達支援事業者は，その提供した指定児童発達支援に関し，法第21条の５の22第１項の規定により県知事（児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の長とする。）又は市町村長（県知事等）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して県知事等が行う調査に協力するとともに，県知事等から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  （４）指定児童発達支援事業者は，県知事等からの求めがあった場合には，（３）の改善の内容を県知事等に報告しているか。  （５）指定児童発達支援事業者は，社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。  （１）指定児童発達支援事業者は，その運営に当たっては，地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。  （２）指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において，指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は，通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し，障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い,在学し，若しくは在籍する保育所，学校教育法に規定する幼稚園，小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育,保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第６項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ，助言その他の必要な援助を行うよう努めているか。  （１）指定児童発達支援事業者は，障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は，速やかに県，市町村，当該障害児の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じているか。  （２）指定児童発達支援事業者は，（１）の事故の状況及び事故に際して採った処置について，記録しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち，苦情の内容を踏まえ，サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。(解釈通知第三の３(39)②)  ○　指定児童発達支援事業者は，地域に開  かれたものとして運営されるよう地域  の住民やボランティア団体等との連携  及び協力を行う等の地域との交流に努  めなければならない。  （解釈通知第三の３(40)①）  ○　児童発達支援センターにおいては，通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し，障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通う保育所，幼稚園，学校や認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ，助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならないこととしたものである。  助言その他の必要な援助とは，保育所等訪問支援又は障害児相談支援に加え，地域生活支援事業における障害児等療育支援事業や地域障害児支援体制強化事業等を想定している  （解釈通知第三の３(40)②）  ○　安全計画の策定等とあわせて，障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合の対応方法について，あらかじめ定めておくことが望ましい。（解釈通知第三の３(41)①） | ○市町村又は県からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類  ○県等への報告書  ○運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料  ○事故対応マニュアル  ○県，市町村，家族等への報告記録  ○事故の対応記録  ○ヒヤリハットの記録 | 平24厚令15第50条第３項  平24厚令15第50条第４項  平24厚令15第50条第５項  平24厚令15第51条第１項  平24厚令15第51条第２項  平24厚令15第52条第１項  平24厚令15第52条第２項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **45 会計の区分**  **46 記録の整備**  **47　電磁的記録等** | （３）指定児童発達支援事業者は，障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行っているか。  指定児童発達支援事業者は，指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに，指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。  （１）指定児童発達支援事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。  （２）指定児童発達支援事業者は，障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，当該指定児童発達支援を提供した日から５年間保存しているか。  　　一　11（1）に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録  　　二　児童発達支援計画  　　三　25の規定による市町村への通知に係る記録  　　四　37（2）に規定する身体拘束等の記録  五　42（2）に規定する苦情の内容等の記録  六　44（2）に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  （１）指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち,書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（３の（１）の受給者証記載事項又は７の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除　く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。  （２）指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は，交付，説明，同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，書面に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため，損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。  （解釈通知第三の３(41)②）  ○　事故が生じた際にはその原因を解明し，再発生を防ぐための対策を講じること。  （解釈通知第三の３(41)③） | ○再発防止の検討記録  ○損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等）  ○収支予算書・決算書等の会計書類  ○職員名簿  ○設備・備品台帳  ○帳簿等の会計書類  ○左記一から六までの書類  ○電磁的記録簿冊 | 平24厚令15第52条第３項  平24厚令15第53条  平24厚令15第54条第１項  平24厚令15第54条第２項  平24厚令15第83条第１項  平24厚令15第83条第２項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **第５　共生型障害児通所支援に関する基準**  **１　共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準**  **２　共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準**  **３　共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準** | 児童発達支援に係る共生型通所支援（共生型児童発達支援）の事業を行う指定生活介護事業者が，当該事業に関して次の基準を満たしているか。  　一　指定生活介護事業所の従業者の員数が，当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。  二　共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため，障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。  共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者（指定通所介護事業者等）が，当該事業に関して次の基準を満たしているか。  　一　指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（指定通所介護事業所等）の食堂及び機能訓練室の面積を，指定通所介護又は指定地域密着型通所介護（指定通所介護等）の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が３平方メートル以上であること。  　二　指定通所介護事業所等の従業者の員数が，当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。  三　共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため，障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。  　共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者，指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定小規模多機能型居宅介護事業者等）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が，当該事業に関して次の基準を満たしているか。  一　指定小規模多機能型居宅介護事業所，指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所等）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と共生型生活介護，共生型自律訓練（機能訓練）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（共生型通いサービス）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。）を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所，サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等)にあっては，18人)以下とすること。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類(実績表等)  ○平面図  ○【目視】  ○利用者数が分かる書類  ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  ○運営規程  ○利用者数が分かる書類（利用者名簿等） | 法第21条の５の17  平24厚令15第54条の２  平24厚令15第54条の３  平11厚令37  平18厚令34  平24厚令15第54条の４  平18厚令34  平18厚令36  平18厚令171  平24厚令15第72条の２ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **４　準用** | 二　指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護，指定看護小規模多機能型居宅介護（指定小規模多機能型居宅介護等）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の１日当たりの上限をいう。）を登録定員の２分の１から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては，登録定員に応じて，次の表に定める利用定員，サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては，12人）までの範囲とすること。   |  |  | | --- | --- | | 登録定員 | 利用定員 | | 26人又は27人 | 16人 | | 28人 | 17人 | | 29人 | 18人 |   三　指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は，機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。  四　指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が，当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。  　 五 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため，障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。  （平成24年厚生労働省令第15号第4条，第７条，第８条及び第４節（第11条を除く。）の規定を準用） | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  該当する・しない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○運営規程  ○利用者数が分かる書類（利用者名簿等）  ○平面図  【目視】  ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  ○同準用項目と同じ文書 | 平24厚令第54条の５ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **５　電磁的記録等**  **第６　基準該当通所支援に関する基準**  **１　従業者の員数** | （１）指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。  （２）指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は，交付等のうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，書面に代えて，電磁的方法によることができているか。  児童発達支援に係る基準該当通所支援（基準該当児童発達　支援）の事業を行う者（基準該当児童発達支援事業者）が当該事業を行う事業所（基準該当児童発達支援事業所）に置くべき従業者及びその員数は，次のとおりとなっているか。  一 児童指導員又は保育士　基準該当児童発達支援の単位　（基準該当児童発達支援であって，その提供が同時に１又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が，イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ，それぞれイ又はロに定める数以上  イ　障害児の数が10までのもの　２以上  ロ　障害児の数が10を超えるもの　２に，障害児の数が10を超えて５又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  二　児童発達支援管理責任者　１以上 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　左頁の規定にかかわらず，保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し，又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは，障害児の支援に支障がない場合に限り，障害児の支援に直接従事する従業者については，これら児童への保育に併せて従事させることができる。 | ○電磁的記録簿冊  ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | 平24厚令15第83条第１項  平24厚令15第83条第２項  法第21条の５の４第１項第２号  平24厚令15第54条の６第１項，第３項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **２　設備**  **３　利用定員**  **４　準用**  **５　指定生活介護事業所に関する特例**  **６　指定通所介護事業所等に関する特例** | （１）基準該当児童発達支援事業所は，発達支援を行う場所を確保するとともに，基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。  （２）（１）に規定する発達支援を行う場所は，支援に必要な機械器具等を備えているか。  （３）（１）に規定する設備及び備品等は，専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものであるか。（ただし，障害児の支援に支障がない場合は，この限りでない。）  基準該当児童発達支援事業所は，その利用定員を10人以上としているか。  （平成24年厚生労働省令第15号第４条（基本方針），第７条（管理者）及び第４節（運営に関する基準。第11条，第23条第１項及び第４項，第24条，第25条第１項，第31条，第33条，第46条並びに第51条第２項を除く。）の規定を準用）  次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護を提供する場合に，当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と，当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所を基準該当児童発達支援事業所とみなしているか。（この場合において，この第６（４（平成24年厚生労働省令第15号第23条第２項，第３項，第５項及び第６項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は，当該指定生活介護事業所については適用しない。）  一 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が，当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及びこの５の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。  二 この５の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため，障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。  次の各号に掲げる要件を満たした指定通所介護事業等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護等を提供する場合に，当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と，当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなしているか。  （この場合において，この第６（４（平成24年厚生労働省令第15号第23条第２項，第３項，第５項及び第６項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は，当該指定通所介護事業所等については適用しない。） | いる・いない  いる・いない  ある・ない  いる・いない  該当する・しない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○平面図  ○設備・備品等一覧表  ○【目視】  ○同上  ○同上  ○運営規程  ○利用者数が分かる書類（利用者名簿等）  ○同準用項目と同一書類  ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | 平24厚令15第54条の７第１項  平24厚令15第54条の７第２項  平24厚令15第54条の７第３項  平24厚令15第54条の８  平24厚令15第54条の９  平24厚令15第54条の10  平24厚令15第54条の11 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **７　指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例** | 一 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を，指定通所介護等の利用者の数とこの６の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が３平方メートル以上であること。  二　当該指定通所介護事業所等の従業者の員数が，当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の者の数及びこの６の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。  三　この６の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため，障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。  次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この事項において同じ。）を提供する場合に，当該通いサービスを基準該当児童発達支援と，当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この事項において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなしているか。  （この場合において，この第６（４（第23条第２項，第３項，第５項及び第６項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定　は，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。）  一　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と指定障害福祉サービス等基準第94条の２の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス，同基準第163条の２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは同基準第172条の２の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの７の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは平成24年厚生労働省令第15号第71条の６において準用するこの７の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては，18人）以下とすること。 | いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○平面図  ○【目視】  ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  ○運営規程  ○利用者数が分かる書類（利用者名簿等） | 平24厚令15第54条の12  平18厚令第34号 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | 二　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準第94条の２の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス，同基準第163条の２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは同基準第172条の２の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの７の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは平成24年厚生労働省令第15号第71条の６において準用するこの７の規定により基準　該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の１日当たりの上限をいう。）を登録定員の２分の１から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては，登録定員に応じて，次の表に定める利用定員，サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては，12人）までの範囲内とすること。   |  |  | | --- | --- | | 登録定員 | 利用定員 | | 26人又は27人 | 16人 | | 28人 | 17人 | | 29人 | 18人 |   三　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は，機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。  四　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに指定障害福祉サービス等基準第94条の２の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス，同基準第163条の２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは同基準第172条の２の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの７の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは平成24年厚生労働省令第15号第71条の６において準用するこの７の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。  五　この７の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため，障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○運営規程  ○利用者数が分かる書類（利用者名簿等  ○平面図  【目視】  ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **８　電磁的記録等**  **第７　多機能型事業所に関する特例**  **１　従業者の員数に関する特例** | （１）指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。  （２）指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は，交付等のうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，書面に代えて，電磁的方法によることができているか。  （１）指定児童発達支援事業者が当該事業を行う多機能型事業所　（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。以下（８）まで同じ。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下（３）まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数は，次のとおりとなっているか。  一　児童指導員又は保育士　指定通所支援の単位（指定通所支援であって，その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定通所支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が，イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ，それぞれイ又はロに定める数以上  イ　障害児の数が10までのもの　２以上  ロ　障害児の数が10を超えるもの　２に，障害児の数が10を超えて５又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  二　児童発達支援管理責任者　１以上 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　多機能型事業所に配置とされる従業者については，当該多機能型事業所（指定通所支援事業のみを行う多機能型事業所に限る。）の職務に専従するものとし，各指定障害児通所支援事業所ごとに配置される従業者間での兼務が可能であること。 | ○電磁的記録簿冊  ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | 平24厚令15第83条第１項  平24厚令15第83条第２項  法第21条の５の19  平24厚令15第80条第１項  （第５条第１項適用） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | （２）（１）の各号に掲げる従業者のほか，多機能型事業所において，日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には，機能訓練担当職員を，日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理，喀痰吸引その他子ども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師，助産師，看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）が，それぞれ置かれているか。  （この場合において，指定児童発達支援の単位は，指定児童発達支援であって，その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。）  ただし，次の各号のいずれかに該当する場合には，看護職員を置かないことができる。  一　医療機関等との連携により。看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ，当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合  二　指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において，医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し，当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合  三　当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において，医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し，当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合  （３）（２）の規定に基づき，機能訓練担当職員又は看護職員（以下「機能訓練担当職員等」という。）をおいた場合において，当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には，当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。 | いる・いない  該当する・しない  該当する・しない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  ○同上 | 平24厚令15第80条第１項  （第５条第２項適用）  平24厚令15第80条第１項  （第５条第３項適用） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | （４）指定児童発達支援事業者が多機能型事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下（８）まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数は，次のとおりとなっているか。  （ただし，40人以下の障害児を通わせる多機能型事業所にあっては第三号の栄養士を，調理業務の全部を委託する多機能型事業所にあっては第四号の調理員を置かないことができる。）  　　一　嘱託医　１以上  　　二　児童指導員及び保育士  　　　イ　児童指導員及び保育士の総数　指定通所支援の単位（指定通所支援であって，その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとに，通じておおむね障害児の数を４で除して得た数以上  　　　ロ　児童指導員　１以上  　　　ハ　保育士　１以上  　　三　栄養士　１以上  　　四　調理員　１以上  　　五　児童発達支援管理責任者　１以上  （５）（４）各号に掲げる従業者のほか，多機能型事業所において，日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には，機能訓練担当職員が，日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的なケアを行う場合には看護職員が，それぞれ置かれているか。  ただし，次の各号のいずれかに該当する場合には，看護職員を置かないことができる。  一　医療機関等との連携により。看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ，当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合  二　当該指定児童発達支援事業所（社会福祉法及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所に限る。）において，医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し，当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合  三　当該指定児童発達支援事業所（社会福祉法及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において，医療的なケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し，当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合  （６）（４）及び（５）に掲げる従業員のほか，多機能型事業所において，治療を行う場合には，医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業員を置いているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  該当する・しない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  ○同上  ○同上 | 平24厚令15第80条第１項  （第６条第１項，第６項適用）  平24厚令15第80条第１項  （第６条第２項適用）  平24厚令15第80条第１項  （第６条第３項適用） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | （７）（４）から（６）まで（（４）第一号を除く。）に規定する従業者は，専ら，当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定通所支援の単位ごとに専ら当該指定通所支援の提供に当たる者となっているか。  （ただし，障害児の支援に支障がない場合は，（４）第三号の栄養士及び同第四号の調理員については，併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。  （８）利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は，第２の１の（５）の規定にかかわらず，当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者，嘱託医及び管理者を除く。）のうち，１人以上は，常勤でなければならないとすることができる。 | いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  ○同上 | 平24厚令15第80条第１項  （第６条第７項適用）  平24厚令15第80条第２項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **２　設備に関する特例**  **３　利用定員に関する特例**  **４　電磁的記**  **録等** | 多機能型事業所については，サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ，一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。  （１）多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は，第４の１の規定にかかわらず，その利用定員を，当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。  （２）利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は，第４の１の規定にかかわらず，指定児童発達支援の利用定員を５人以上（指定児童発達支援の事業，指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては，これらの事業を通じて５人以上）とすることができる。  （３）（１）及び（２）の規定にかかわらず，主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は，第４の１の規定にかかわらず，その利用定員を５人以上とすることができる。  （４）（２）の規定にかかわらず，多機能型事業所は，主として重度の知的障害及び重度の上肢，下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては，第４の１の規定にかかわらず，その利用定員　を，当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて５人以上とすることができる。  （５）離島その他の地域であって平成24年厚生労働省告示第232号「こども家庭庁長官が定める離島その他の地域」のうち，将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については，（２）中「20人」とあるのは，「10人」とする。  （１）指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。  （２）指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は，交付等のうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，書面に代えて，電磁的方法によることができているか。 | 該当する・しない  該当する・しない  該当する・しない  該当する・しない  該当する・しない  該当する・しない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　多機能型事業所全体の利用定員と比して明らかに利便性を損なう面積規模である場合など，サービス提供に支障があると認められる場合については，この限りではない。(解釈通知第八の２) | ○平面図  ○設備・備品等一覧表  【目視】  ○運営規程  ○利用者数が分かる書類（利用者名簿等）  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○電磁的記録簿冊 | 平24厚令15第81条  平24厚令15第82条第１項  平24厚令15第82条第２項  平24厚令15第82条第３項  平24厚令15第82条第４項  平24厚令15第82条第５項  平24厚告232  平24厚令15第83条第１項  平24厚令15第83条第２項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **第８　変更の届出等**  **第９　障害児通所給付費の算定及び取扱い**  **１　基本事項**  **２　児童発達支援給付費**  **（児童発達支援**  **センターで行う場合）**  **（児童発達支援**  **センター以外で**  **行う場合）** | （１）指定児童発達支援事業者は，当該指定に係る児童発達支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があつたとき，又は休止した当該指定児童発達支援の事業を再開したときは，児童福祉法施行規則で定めるところにより，10日以内に，その旨を県知事に届け出ているか。  （２）指定児童発達支援事業者は，当該指定児童発達支援の事業を廃止し，又は休止しようとするときは，児童福祉法施行規則で定めるところにより，その廃止又は休止の日の１月前までに，その旨を県知事に届け出ているか。  （１）児童発達支援に要する費用の額は，平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費単位数表」第１（１の注７を除く。）により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「こども家庭庁長官が定める一単位の単価」に定める１単位の単価を乗じて得た額に，同表第１（１の注７に限る。）により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額を算定しているか。  （２）（１）の規定により，児童発達支援に要する費用を算定した場合において，その額に一円未満の端数があるときは，その端数金額は切り捨てて算定しているか。  （１）児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合については，平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」の一に適合するものとして県知事（児童相談所設置市にあっては，児童相談所設置市の市長。）に届け出た指定児童発達支援の単位（平成24年厚生労働省令第15号「児童福祉法に基づく指定通所支援の人員，設備及び運営に関する基準」（指定通所基準）第５条第５項及び第６条第６項に規定）において，指定児童発達支援（指定通所基準第４条に規定）を行った場合に，時間区分，障害児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ，１日につき所定単位数を算定しているか。  ただし，地方公共団体が設置する児童発達支援センターの場合は，所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。  （２）法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合については，平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」の二に適合するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において，指定児童発達支援を行った場合に，時間区分，障害児の就学の状況及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ，１日につき所定単位数を算定しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　下記根拠法令の告示等により算定すること。  ※告示：「児童福祉法に基づく指定通所支  援及び基準該当施設に要する費用の算定  に関する基準（平成24年３月14日厚生労  働省告示第122号）」  ※関連告示：「こども家庭庁長官が定める  一単位の単価（平成24年３月24日付厚生  労働省告示128号）」によること。  ※施設基準告示：「こども家庭庁長官が定  める施設基準（平成24年３月30日付厚生  労働省告示269号）」によること。  ※平24厚告270号：こども家庭庁長官が  定める児童等（平成24年３月30日厚生労  働省告示第270号）」によること。 | ○変更届（控）  ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上 | 法第21条の５の20第３項  施行規則第18条の35第１項～第３項  法第21条の５の20第４項  施行規則第18条の35第４項  法第21条の５の３第２項  平24厚告122の第一号  平24厚告128  平24厚告122の第三号    平24厚告122別表第１の１の注１  平24厚告269第一号  平24厚告122別表第１の１の注２の２  平24厚告269第二号 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **（共生型の場合）**  **（基準該当の場合）**  **（時間区分）**  **（指定児童発達支援**  **等の提供時間）** | （２の２）法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合については，平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第二号の二に適合するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において，指定児童発達支援を行った場合に，利用定員に応じ，１日につき所定単位数を算定しているか。  （２の３）　共生型児童発達支援給付費については，平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」の第二号の三に適合するものとして県知事に届け出た共生型児童発達支援を行う事業所（共生型児童発達支援事業所）において，共生型児童発達支援を行った場合に，１日につき所定単位数を算定しているか。  （２の４）　基準該当児童発達支援給付費については，平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」の第二号の四に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所において，基準該当児童発達支援を行った場合に，１日につき所定単位数を算定しているか。  （２の５）（１）及び（２）の規定する場合にあっては，指定児童発達支援事業所の従業者が，指定児童発達支援を行った場合に，現に要した時間ではなく，児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で所定単位数を算定しているか。  （２の６）指定児童発達支援，共生型児童発達支援又は基準該当児童発達支援（指定児童発達支援等）を行う場合については，個々の障害児に対するサービス提供時間（送迎に係る時間は除くものとする。）は30分以上であるか。  指定通所支援等の提供時間が30分未満のものについては，児童発達支援計画に基づき，周囲の環境に慣れるためにサービス提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満のサービス提供が必要であると市町村が認めた場合であるか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  ある・ない  ある・ない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　下記根拠法令の告示等により算定すること。  ※告示：「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当施設に要する費用の算定に関する基準（平成24年３月14日厚生労働省告示第122号）」  ※関連告示：「こども家庭庁長官が定める  一単位の単価（平成24年３月24日付厚生  労働省告示128号）」によること。  ※施設基準告示：「こども家庭庁長官が定  める施設基準（平成24年３月30日付厚生  労働省告示269号）」によること。  ※平24厚告270号：「こども家庭庁長官  が定める児童等（平成24年３月30日厚生  労働省告示第270号）」によること。 | ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平24厚告122別表第１の１の注２の２  平24厚告269第二号の二  平24厚告122別表第１の１の注２の３  平24厚告269の第二号の三  平24厚告122別表第１の１の注２の４  平24厚告269の第二号の四  平24厚告122別表第１の１の注２の５  平24厚告122別表第１の１の注２の６ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **（減算が行われ**  **る場合）**  **（定員超過減**  **算）（人員基準欠**  **如減算）**  **（個別支援計画**  **未作成減算）**  **（自己評価未公**  **表減算）**  **（支援プログラ**  **ム未公表減算）**  **※令和７年４月１日から適用**  **（開所時間減**  **算）**  **（身体拘束廃止**  **未実施減算）** | （３）児童発達支援給付費の算定に当たって，次のいずれかに該当する場合に，それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。  　　①　障害児の数又は従業員の員数が平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準，従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の一のイ又はロの表の上欄に定める基準に該当する場合同表下欄に定める割合  ②　指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援の提供に当たって，児童発達支援計画が作成されていない場合，次に掲げる場合に応じ，それぞれ次に掲げる割合  （一）児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合　100分の70  （二）児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合　100分の50  ③　指定児童発達支援等の提供に当たって，指定通所基準第26条第７項（同第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合するものとして県知事又は市町村長に届け出ていない場合　100分の85  ④　指定児童発達支援等の提供に当たって，指定通所基準第26条の２（同第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合するものとして県知事又は市町村長に届け出ていない場合（令和７年４月１日以降）　100分の85  （４）営業時間（指定児童発達支援事業所，共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所（指定児童発達支援事業所等）の場合には運営規程に定める営業時間を，みなし基準該当児童発達支援事業所の場合にはこれに準ずるものをいう。）が，平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準，従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数の乗じる割合」の一のハの表の上欄に定める基準に該当する場合には，所定単位数に同表下欄に定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定しているか。  （５）指定児童発達支援事業者が，やむを得ず身体拘束等を行う場合に，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じていない場合は，所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。（指定通所基準第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。）  イ　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図ること。  ロ　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。  ハ　従業者に対し，身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施することとしているか。 | 該当する・しない  該当する・しない  該当する・しない  該当する・しない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　下記根拠法令の告示等により算定すること。  ※告示：「児童福祉法に基づく指定通所支  援及び基準該当施設に要する費用の算定に関する基準（平成24年３月14日厚生労働省告示第122号）」  ※関連告示：「こども家庭庁長官が定める  一単位の単価（平成24年３月24日付厚生労働省告示128号）」によること。  ※施設基準告示：「こども家庭庁長官が定  める施設基準（平成24年３月30日付厚  生労働省告示269号）」によること。  ※平24厚告270号：「こども家庭庁長官が  定める児童等（平成24年３月30日厚生  労働省告示第270号）」によること。 | ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○個別支援計画  ○身体拘束等に関する書類 | 平24厚告122別表第１の１の注３  平24厚告271の一のイ,ロ  平24厚告122別表第１の１の注４  平24厚告271の一のハ  平24厚告122別表第１の１の注５ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **（虐待防止措置未実施減算）**  **（業務継続計画未**  **策定減算）**  **（情報公表未報告**  **減算）**  **（中核機能強化加**  **算）**  **（中核機能強化事**  **業所加算）** | （６）指定児童発達支援事業者は，虐待の発生又はその再発を防止するため，次に掲げる措置を講じていない場合は，所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。（指定通所基準第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。）  イ　当該指定児童発達支援事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  ロ　当該指定児童発達支援事業者において，従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。  ハ　イ及びロに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。  （７）指定通所基準第38条の２第１項（指定通所基準第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は，所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  （８）法第33条の18第１項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は，所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  （９）平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号に適合するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）が，指定児童発達支援を行った場合にあっては，中核機能強化加算として，当該基準に掲げる区分に従い，利用定員に応じ，１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは，次に掲げるその他の加算は算定しないか。  イ　中核機能強化加算(Ⅰ)　平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号イに適合  ロ　中核機能強化加算(Ⅱ)　平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号ロに適合  ハ　中核機能強化加算(Ⅲ)　平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号ハに適合  （10）平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の二に適合するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）が，指定児童発達支援を行った場合にあっては，中核機能強化事業所加算として，利用定員に応じ，１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  イ　法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ロに該当する場合を除く。）  ロ　主として重症心身障害児を通わせる法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　下記根拠法令の告示等により算定すること。  ※告示：「児童福祉法に基づく指定通所支援及  び基準該当施設に要する費用の算定に関す  る基準（平成24年３月14日厚生労働省告示第122号）」  ※関連告示：「こども家庭庁長官が定める一単  位の単価（平成24年３月24日付厚生労働省告示128号）」によること。  ※施設基準告示：「こども家庭庁長官が定める  施設基準（平成24年３月30日付厚生労働  省告示269号）」によること。  ※平24厚告270号：「こども家庭庁長官が定  める児童等（平成24年３月30日厚生労働  省告示第270号）」によること。 | ○個別支援計画  ○虐待防止関係書類（研修記録，虐待防止マニュアル等）  ○ケース記録  ○業務日誌  ○業務継続計画  ○適宜必要と認める資料  ○地域障害児支援体制中核拠点登録通知書  ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○地域障害児支援体制中核拠点登録通知書  ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録 | 平24厚告122別表第１の１の注５の２  平24厚告122別表第１の１の注６  平24厚告122別表第１の１の注６の２  平24厚告122別表第１の１の注７の2  平24厚告270第一号  平24厚告122別表第１の１の注７の２  平24厚告270第一号の二 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **（児童指導員等**  **加配加算）** | （11）常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために，児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（（12）の加算を算定している場合は，当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え，児童指導員，保育士，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，手話通訳士，手話通訳者，特別支援学校免許取得者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する特別支援学校の教員の免許状を有する者）若しくは平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の三に適合する者（児童指導員等）又はその他の従業者を１以上配置しているものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において，指定児童発達支援を行った場合に，利用定員に応じ，１日につき所定単位数を加算しているか。  イ　児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合  ①　５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合  ②　専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（①に掲げる場合を除く。）  ③ ５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（①及び②に掲げる場合を除く。  ④　児童指導員等を配置する場合（①から③までに掲げる場合を除く。）  ⑤　その他の従業者を配置する場合  ロ　法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ハに該当する場合を除く。）  ①　５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合  ②　専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（①に掲げる場合を除く。）  ③　５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指  導員等を配置する場合（①及び②に掲げる場合を除く。）  ④　児童指導員等を配置する場合（①から③までに掲げる場  合を除く。）  ⑤　その他の従業者を配置する場合  ハ　主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合  ①　５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合  ②　専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（①に掲げる場合を除く。）  ③　５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指  導員等を配置する場合（①及び②に掲げる場合を除く。）  ④　児童指導員等を配置する場合（①から③までに掲げる場  合を除く。）  ⑤　その他の従業者を配置する場合 | いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　下記根拠法令の告示等により算定すること。  ※告示：「児童福祉法に基づく指定通所支  援及び基準該当施設に要する費用の算  定に関する基準（平成24年３月14日厚  生労働省告示第122号）」  ※関連告示：「こども家庭庁長官が定める  一単位の単価（平成24年３月24日付厚  生労働省告示128号）」によること。  ※施設基準告示：「こども家庭庁長官が定  める施設基準（平成24年３月30日付厚  生労働省告示269号）」によること。  ※平24厚告270号：「こども家庭庁長官  が定める児童等（平成24年３月30日厚生労働省告示第270号）」によること。 | ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録 | 平24厚告122別表第１の１の注８  平24厚告270第一号の三 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **（専門的支援体制加算）** | （12）理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，保育士（保育士として５年以上児童福祉事業に従事した者に限る。以下同じ。），児童指導員（児童指導員として５年以上児童福祉事業に従事した者に限る。以下同じ。）又は平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の四に適合する専門職員（理学療法士等）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために，児童発達支援給付費の算定に必要となる従業員の員数（（11）の加算を算定している場合は，当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え，理学療法士等を１以上配置しているものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において，指定児童発達支援を行った場合に，利用者定員に応じ，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，第９の２の（３）の②を算定している場合は加算していないか。  イ　児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合  ロ　法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ハに該当する場合を除く。）  ハ　主として重症心身障害児を通わせる法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合 | いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　下記根拠法令の告示等により算定すること。  ※告示：「児童福祉法に基づく指定通所支援  及び基準該当施設に要する費用の算定に  関する基準（平成24年３月14日厚生労  働省告示第122号）」  ※関連告示：「こども家庭庁長官が定める  一単位の単価（平成24年３月24日付厚  生労働省告示128号）」によること。  ※施設基準告示：「こども家庭庁長官が定  める施設基準（平成24年３月30日付厚  生労働省告示269号）」によること。  ※平24厚告270号：こども家庭庁長官が  定める児童等（平成24年３月30日厚生  労働省告示第270号）」によること。 | ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録 | 平24厚告122別表第１の１の注９  平24厚告270第一号の四 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **（看護職員加配加　算）**  **（共生型サービス**  **体制強化加算）**  **３　家庭連携加算** | （13）平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第三号に適合するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において，指定児童発達支援を行った場合に，看護職員加配加算として，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは，次に掲げるその他の加算を算定していないか。  イ　看護職員加配加算（Ⅰ）　主として重症心身障害児を通わせる法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において指定児童発達支援を行った場合  ロ　看護職員加配加算（Ⅱ）　主として重症心身障害児を通わせる法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において指定児童発達支援を行った場合  （14）共生型児童発達支援給付費については，児童発達支援管理責任者，保育士又は児童指導員を１以上配置し，地域に貢献する活動を行っているものとして県知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において，共生型児童発達支援を行った場合に，１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は，次に掲げるその他の加算は算定していないか。  イ　児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ１以上配置した場合　181単位  ロ　児童発達支援管理責任者を配置した場合　103単位  ハ　保育士又は児童指導員を配置した場合　78単位  （１）指定児童発達支援事業所等において，指定通所基準第５条若しくは第６条又は第54条の２第1号，第54条の３第２号若しくは第54条の４第４号又は第54条の６の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。児童発達支援事業所等従業者）が，児童発達支援計画に基づき，あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て，障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。）等に対する相談援助を行った場合に，イ又はロそれぞれについて，１日につき１回及び１月につき４回を限度として，イ又はロに掲げる場合に応じ，それぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。  イ　家族支援加算(Ⅰ)  ⑴　障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合  ㈠　所要時間１時間以上の場合  ㈡　所要時間１時間未満の場合  ⑵　指定児童発達支援事業所等において対面により相談援助を行った場合  ⑶　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合  ロ　家族支援加算(Ⅱ)  ⑴　対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合  ⑵　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　下記根拠法令の告示等により算定すること。  ※告示：「児童福祉法に基づく指定通所支  援及び基準該当施設に要する費用の算定に関する基準（平成24年３月14日厚生労働省告示第122号）」  ※関連告示：「こども家庭庁長官が定める  一単位の単価（平成24年３月24日付厚  生労働省告示128号）」によること。  ※施設基準告示：「こども家庭庁長官が定  める施設基準（平成24年３月30日付厚  生労働省告示269号）」によること。  ※平24厚告270号：「こども家庭庁長官  が定める児童等（平成24年３月30日厚  生労働省告示第270号）」によること。 | ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上 | 平24厚告122別表第１の１の注10  平24厚告269第三号  平24厚告122別表第１の１の注11  平24厚告122別表第１の２の注１ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **３の２　子育てサポート加算**  **４　食事提供加算** | （２）指定児童発達支援事業所等が指定通所基準第２条第13号に規定する多機能型事業所（指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業，指定通所基準第71条の７に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち１以上の事業と指定通所基準第４条に規定する指定児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。）に該当する場合には，障害児及びその家族等について，放課後等デイサービスの家族支援加算（Ⅰ），居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算（Ⅰ）及び保育所等訪問支援の家族支援加算（Ⅰ）を算定した回数と（１）のイを算定した回数を通算した回数が１日につき１回又は１月につき４回を超えているときは（１）のイを，放課後等デイサービスの家族支援加算（Ⅱ），居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算（Ⅱ）及び保育所等訪問支援の家族支援加算（Ⅱ）を算定した回数と（１）のロを算定した回数を通算した回数が１日につき１回又は１月につき４回を超えているときは（１）のロを算定していないか。  指定児童発達支援事業所等において，あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て，指定児童発達支援等とあわせて，障害児の家族等に対して，児童発達支援事業所等従業者が指定児童発達支援等を行う場面を観察する機会，当該場面に参加する機会その他の障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し，障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に，１月につき４回を限度として，所定単位数を加算しているか。  児童発達支援センターにおいて，児童福祉法施行令第24条第２号，第３号ロ，第４号ロ又は第６号に掲げる通所給付決定保護者（低所得者等又は中間所得者）の通所給付決定に係る障害児に対し，児童発達支援センターの調理室において調理された食事を提供するものとして県知事に届け出た児童発達支援センターにおいて，平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の五に適合する食事提供を行った場合に，令和９年３月31日までの間，当該基準に掲げる区分に従い，１日につきそれぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。  イ　食事提供加算(Ⅰ)　平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の五イに適合  ロ　食事提供加算(Ⅱ)　平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の五ロに適合 | いない・いる  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　下記根拠法令の告示等により算定すること。  ※告示：「児童福祉法に基づく指定通所支  援及び基準該当施設に要する費用の算  定に関する基準（平成24年３月14日厚  生労働省告示第122号）」  ※関連告示：「こども家庭庁長官が定める  一単位の単価（平成24年３月24日付厚  生労働省告示128号）」によること。  ※施設基準告示：「こども家庭庁長官が定  める施設基準（平成24年３月30日付厚  生労働省告示269号）」によること。  ※平24厚告270号：「こども家庭庁長官  が定める児童等（平成24年３月30日厚  生労働省告示第270号）」によること。 | ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上 | 平24厚告122別表第1の2の注2  平24厚告122別表第１の２の２の注  平24厚告122別表第１の３の注  平24厚告270第一号の五 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **５　利用者負担上限額管理加算**  **６　福祉専門職員配置等加算** | 指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け，通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に，１月につき所定単位数を加算しているか。  （１）福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については，指定通所基準第５条若しくは第６条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は平成24年厚生労働省告示第15号第54条の２第１号，第54条の３第２号若しくは第54条の４第４号の規定により置くべき従業者（共生型児童発達支援支援事業所従業者）のうち，社会福祉士，介護福祉士，精神保健福祉士又は公認心理士であるものの割合が100分の35以上であるものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において，指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  （２）福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については，指定通所基準第５条若しくは第６条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち，社会福祉士，介護福祉士，精神保健福祉士又は公認心理士であるものの割合が100分の25以上であるものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において，指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，この場合において，（１）の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合に算定していないか。  （３）福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については，次の①又は②のいずれかに該当するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において，指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，この場合において（１）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（２）の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合に算定していないか。  　　①　指定通所基準第５条若しくは第６条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士（児童指導員等）として配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち，常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。  ②　児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち，３年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　下記根拠法令の告示等により算定すること。  ※告示：「児童福祉法に基づく指定通所支  援及び基準該当施設に要する費用の算定  に関する基準（平成24年３月14日厚生労  働省告示第122号）」  ※関連告示：「こども家庭庁長官が定める  一単位の単価（平成24年３月24日付厚生  労働省告示128号）」によること。  ※施設基準告示：「こども家庭庁長官が定  める施設基準（平成24年３月30日付厚生  労働省告示269号）」によること。  ※平24厚告270号：「こども家庭庁長官  が定める児童等（平成24年３月30日厚生  労働省告示第270号）」によること。 | ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上 | 平24厚告122別表第１の４の注  平24厚告122別表第１の５の注１  平24厚告122別表第１の５の注２  平24厚告122別表第１の５の注３ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **７　栄養士配置加算**  **８　欠席時対応加算**  **９　専門的支援実施加算** | （１）栄養士配置加算(Ⅰ)については，次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において，利用定員に応じ，１日につき所定単位数を加算しているか。  ①　常勤の管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。  　　②　障害児の日常生活状況，嗜好等を把握し，安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。  （２）栄養士配置加算(Ⅱ)については，次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において，利用定員に応じ，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，この場合において，栄養士配置加算(Ⅰ)を算定している場合に算定していないか。  　　①　管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。  　　②　障害児の日常生活状況，嗜好等を把握し，安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。  指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が，あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に，急病等によりその利用を中止した場合において，児童発達支援事業所等従業者が，障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに，当該障害児の状況，相談援助の内容等を記録した場合に，１月につき４回を限度として，所定単位数を算定しているか。  ただし，児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合又は法第６条の２の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合の指定児童発達支援事業所において１月につき当該指定児童発達支援等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は，１月につき８回を限度として，所定単位数を算定しているか。  理学療法士等による支援が必要な障害児に対する専門的な支援の強化を図るために，理学療法士等を１以上配置するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において，平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の六に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に，児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の日数に応じ１月に４回又は６回を限度として，１回につき所定単位数を加算しているか。  ただし，２の（３）の②を算定している場合又は２の（14）のイ若しくはロを算定していない場合は加算していないか。 | いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　下記根拠法令の告示等により算定すること。  ※告示：「児童福祉法に基づく指定通所支  援及び基準該当施設に要する費用の算定  に関する基準（平成24年３月14日厚生  労働省告示第122号）」  ※関連告示：「こども家庭庁長官が定め  る一単位の単価（平成24年３月24日付  厚生労働省告示128号）」によること。  ※施設基準告示：「こども家庭庁長官が  定める施設基準（平成24年３月30日付  厚生労働省告示269号）」によること。  ※平24厚告270号：「こども家庭庁長官  が定める児童等（平成24年３月30日厚生労働省告示第270号）」によること。 | ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上 | 平24厚告122別表第１の６の注１  平24厚告122別表第１の６の注２  平24厚告122別表第１の７の注  平24厚告122別表第１の８の注  平24厚告270第一号の六 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **９の２　強度行動障害児支援加算**  **９の３　集中的支**  **援加算**  **９の４　人工内耳装用児加算**  **（人工内耳装用児**  **加算（Ⅰ））**  **（人工内耳装用児**  **加算（Ⅱ））**  **９の５　視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算** | 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の七に適合する強度の行動障害を有する児童に対し，平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の八に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において，当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合は加算していないか。  さらに，加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については，500単位を所定単位数に加算しているか。  平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の九に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において，広域的支援人材を指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所に訪問させ，又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して，広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに，３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算しているか。  平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号に適合するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において，難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して，平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十に適合する指定児童発達支援を行った場合に，利用定員に応じ，１日につき所定単位数を加算しているか。  言語聴覚士を１以上配置しているものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において，難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して，平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十一に適合する指定児童発達支援等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児（視覚障害児等）との意思疎通に関し専門性を有する者を１以上配置しているものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において，視覚障害児等に対して，指定児童発達支援等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　下記根拠法令の告示等により算定すること。  ※告示：「児童福祉法に基づく指定通所支  援及び基準該当施設に要する費用の算定  に関する基準（平成24年３月14日厚生労  働省告示第122号）」  ※関連告示：「こども家庭庁長官が定める  一単位の単価（平成24年３月24日付厚生  労働省告示128号）」によること。  ※施設基準告示：「こども家庭庁長官が定  める施設基準（平成24年３月30日付厚生  労働省告示269号）」によること。  ※平24厚告270号：「こども家庭庁長官  が定める児童等（平成24年３月30日厚生  労働省告示第270号）」によること。 | ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○広域的支援人材を  受け入れたことが  確認できる資料  ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録等  ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録等  ○同上  ○同上 | 平24厚告122別表第１の８の２の注  平24厚告270第一号の七・第一号の八  平24厚告122別表第１の８の３の注  平24厚告270第一号の九  平24厚告122別表第１の８の４の注１  平24厚告269第四号  平24厚告270第一号の十  平24厚告122別表第１の８の４の注２  平24厚告270第一号の十一  平24厚告122別表第１の８の５の注 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **10　個別サポート加算**  **（個別サポート**  **加算（Ⅰ））**  **（個別ポート加**  **算（Ⅱ））**  **10の２　入浴支援加算**  **11　医療連携体制加算** | （１）指定児童発達支援事業所等において，重症心身障害児，身体に重度の障害がある児童，重度の知的障害がある児童又は精神に重度の障害がある児童に対し，指定児童発達支援事業所等において，指定児童発達支援等を行った場合に，1日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合は加算していないか。  （２）要保護児童（法第６条の３第８項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）であって，その保護者の同意を得て，児童相談所，こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し，指定児童発達支援等を行う必要があるものに対し，指定児童発達支援事業所等において，指定児童発達支援等を行った場合に，1日につき所定単位数を加算しているか。  平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の二に適合するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において，医療的ケア児又は重症心身障害児に対して，平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十二に適合する入浴に係る支援を行った場合に，１月につき８回を限度として，所定単位数を加算しているか。  （１）医療連携体制加算(Ⅰ)については，医療機関等との連携により，看護職員（保健師，助産師，看護師又は准看護師をいう。）を指定児童発達支援事業所等に訪問させ，当該看護職員が障害児に対して１時間未満の看護を行った場合に，当該看護を受けた障害児に対し，１回の訪問につき８人の障害児を限度として，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１のイの⑴の㈠，㈡若しくは㈢，１のイの⑵の㈠，㈡若しくは㈢，１のイの⑶の㈠，㈡若しくは㈢，１のロの⑴の㈠のa，b若しくはc，１のロの⑴の㈡のa，b若しくはc，１のロの⑵の㈠のa，b若しくはc，１のロの⑵の㈡のa，b若しくはc，１のロの⑶の㈠のa，b若しくはc，１のロの⑶の㈡のa，b若しくはc又は１のハを算定している障害児については，算定していないか。  （２）医療連携体制加算(Ⅱ)については，医療機関等との連携により，看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ，当該看護職員が１時間以上２時間未満の障害児に対して看護を行った場合に，当該看護を受けた障害児に対し，１回の訪問につき８人の障害児を限度として，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１のイの⑴の㈠，㈡若しくは㈢，１のイの⑵の㈠，㈡若しくは㈢，１のイの⑶の㈠，㈡若しくは㈢，１のロの⑴の㈠のa，b若しくはc，１のロの⑴の㈡のa，b若しくはc，１のロの⑵の㈠のa，b若しくはc，１のロの⑵の㈡のa，b若しくはc，１のロの⑶の㈠のa，b若しくはc，１のロの⑶の㈡のa，b若しくはc又は１のハを算定している障害児については，算定していないか。 | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　下記根拠法令の告示等により算定すること。  ※告示：「児童福祉法に基づく指定通所支  援及び基準該当施設に要する費用の算定  に関する基準（平成24年３月14日厚生労  働省告示第122号）」  ※関連告示：「こども家庭庁長官が定める  一単位の単価（平成24年３月24日付厚生  労働省告示128号）」によること。  ※施設基準告示：「こども家庭庁長官が定  める施設基準（平成24年３月30日付厚生  労働省告示269号）」によること。  ※平24厚告270号：「こども家庭庁長官  が定める児童等（平成24年３月30日厚生  労働省告示第270号）」によること。 | ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平24厚告122別表第１の９の注１  平24厚告122別表第１の９の注２  平24厚告122別表第１の９の２の注  平24厚告269第四号の二  平24厚告270第一号の十二  平24厚告122別表第１の10の注１  平24厚告122別表第１の10の注２ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | （３）医療連携体制加算(Ⅲ)については，医療機関等との連携により，看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ，当該看護職員が障害児に対して２時間以上の看護を行った場合に，当該看護を受けた障害児に対し，１回の訪問につき８人の障害児を限度として，１日につき所定単位を加算しているか。  ただし，平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１のイの⑴の㈠，㈡若しくは㈢，１のイの⑵の㈠，㈡若しくは㈢，１のイの⑶の㈠，㈡若しくは㈢，１のロの⑴の㈠のa，b若しくはc，１のロの⑴の㈡のa，b若しくはc，１のロの⑵の㈠のa，b若しくはc，１のロの⑵の㈡のa，b若しくはc，１のロの⑶の㈠のa，b若しくはc，１のロの⑶の㈡のa，b若しくはc又は１のハを算定している場合に障害児については，算定していないか。  （４）医療連携体制加算(Ⅳ)については，医療機関等との連携により，看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ，当該看護職員が医療的ケア児に対して４時間未満の看護を行った場合に，当該看護を受けた医療的ケア児に対し，１回の訪問につき８人の医療的ケア児を限度として，当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ，１日につき所定単位を加算しているか。  ただし，平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１の10のイからハまでのいずれか又は１のイの⑴の㈠，㈡若しくは㈢，１のイの⑵の㈠，㈡若しくは㈢，１のイの⑶の㈠，㈡若しくは㈢，１のロの⑴の㈠のa，b若しくはc，１のロの⑴の㈡のa，b若しくはc，１のロの⑵の㈠のa，b若しくはc，１のロの⑵の㈡のa，b若しくはc，１のロの⑶の㈠のa，b若しくはc，１のロの⑶の㈡のa，b若しくはc若しくは１のハを算定している場合に医療的ケア児については，算定していないか。  この場合において，医療的ケア児が３人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあっては，平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１のイの⑴の㈠，㈡若しくは㈢，１のイの⑵の㈠，㈡若しくは㈢，１のイの⑶の㈠，㈡若しくは㈢，１のロの⑴の㈠のa，b若しくはc，１のロの⑴の㈡のa，b若しくはc，１のロの⑵の㈠のa，b若しくはc，１のロの⑵の㈡のa，b若しくはc，１のロの⑶の㈠のa，b若しくはc又は１のロの⑶の㈡のa，b若しくはcを算定することを原則としているか。  （５）医療連携体制加算(Ⅴ)については，医療機関等との連携により，看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ，当該看護職員が医療的ケア児に対して４時間以上の看護を行った場合に，当該看護を受けた医療的ケア児に対し，１回の訪問につき８人の医療的ケア児を限度として，当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ，１日につき所定単位を加算しているか。  ただし，平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１の10のイからハまでのいずれか又は１のイの⑴の㈠，㈡若しくは㈢，１のイの⑵の㈠，㈡若しくは㈢，１のイの⑶の㈠，㈡若しくは㈢，１のロの⑴の㈠のa，b若しくはc，１のロの⑴の㈡のa，b若しくはc，１のロの⑵の㈠のa，b若しくはc，１のロの⑵の㈡のa，b若しくはc，１のロの⑶の㈠のa，b若しくはc，１のロの⑶の㈡のa，b若しくはc若しくは１のハを算定している場合に医療的ケア児については，算定していないか。  この場合において，医療的ケア児が３人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあっては，平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１の10の１のイの(1)，(2)若しくは(3)，1のロの(1)，(2)若しくは(3)，1のニの(1)の(一)，(二)若しくは(三)又は1のニの(2) の(一)，(二)若しくは(三)を算定することを原則としているか。 | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　下記根拠法令の告示等により算定すること。  ※告示：「児童福祉法に基づく指定通所支  援及び基準該当施設に要する費用の算定  に関する基準（平成24年３月14日厚生労  働省告示第122号）」  ※関連告示：「こども家庭庁長官が定める  一単位の単価（平成24年３月24日付厚生  労働省告示128号）」によること。  ※施設基準告示：「こども家庭庁長官が定  める施設基準（平成24年３月30日付厚生  労働省告示269号）」によること。  ※平24厚告270号：「こども家庭庁長官  が定める児童等（平成24年３月30日厚生  労働省告示第270号）」によること。 | ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上 | 平24厚告122別表第１の10の注３  平24厚告122別表第１の10の注４  平24厚告122別表第１の10の注５ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **12　送迎加算** | （６）医療連携体制加算(Ⅵ)については，医療機関等との連携により，看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ，当該看護職員が認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法附則第３条第１項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。）に喀痰吸引等（社会福祉士及び介護福祉士法第２条第２項に規定する喀痰吸引等を言う。以下同じ。）に係る指導を行った場合に，当該看護職員１人に対し，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，この場合において，平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１のイの⑴の㈠，㈡若しくは㈢，１のイの⑵の㈠，㈡若しくは㈢，１のイの⑶の㈠，㈡若しくは㈢，１のロの⑴の㈠のa，b若しくはc，１のロの⑴の㈡のa，b若しくはc，１のロの⑵の㈠のa，b若しくはc，１のロの⑵の㈡のa，b若しくはc，１のロの⑶の㈠のa，b若しくはc，１のロの⑶の㈡のa，b若しくはc又は１のハを算定している場合に算定していないか。  （７）医療連携体制加算(Ⅶ) については，喀痰吸引等が必要な障害児に対して，認定特定行為業務従事者が医療機関等との連携により，喀痰吸引等を行った場合に，障害児１人に対し，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１の10のイからホまでのいずれか若しくは１のイの⑴の㈠，㈡若しくは㈢，１のイの⑵の㈠，㈡若しくは㈢，１のイの⑶の㈠，㈡若しくは㈢，１のロの⑴の㈠のa，b若しくはc，１のロの⑴の㈡のa，b若しくはc，１のロの⑵の㈠のa，b若しくはc，１のロの⑵の㈡のa，b若しくはc，１のロの⑶の㈠のa，b若しくはc若しくは１のロの⑶の㈡のa，b若しくはcを算定している障害児であるとき又は１の注10のイ若しくはロを算定しているときは，算定していないか。  （１）障害児（平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１のイ又はハを算定している障害児を除く。）に対して行う場合については，障害児に対して，その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に，片道につき所定単位数を加算しているか。  （１の２）（１）を算定している指定児童発達支援事業所が，平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の三に適合するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所であり，送迎した障害児が重症心身障害児又は医療的ケア児の場合には，片道につき40単位を所定単位数に加算しているか。  ただし，（１の３）に規定する単位を所定単位数に加算しているときは，算定していないか。  （１の３）（１）を算定している指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が，平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の四に適合するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所であって，送迎した障害児が中重度医療的ケア児（スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって，スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し，16点以上である障害児）の場合には，片道につき80単位を所定単位数に加算しているか。 | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　下記根拠法令の告示等により算定すること。  ※告示：「児童福祉法に基づく指定通所支  援及び基準該当施設に要する費用の算定  に関する基準（平成24年３月14日厚生労  働省告示第122号）」  ※関連告示：「こども家庭庁長官が定める  一単位の単価（平成24年３月24日付厚生  労働省告示128号）」によること。  ※施設基準告示：「こども家庭庁長官が定  める施設基準（平成24年３月30日付厚生  労働省告示269号）」によること。  ※平24厚告270号：「こども家庭庁長官  が定める児童等（平成24年３月30日厚生  労働省告示第270号）」によること。 | ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平24厚告122別表第１の10の注６  平24厚告122別表第１の10の注７  平24厚告122別表第１の11の注１  平24厚告122別表第１の11の注１の２  平24厚告269第四号の三  平24厚告122別表第１の11の注１の３  平24厚告269第四号の四 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **13　延長支援加算** | （２）重症心身障害児又は医療的ケア児である障害児（平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１のイ又はハを算定している障害児に限る。）に対して行う場合については，平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の五に適合するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において，その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に，片道につき所定単位数を加算しているか。  （３）中重度医療的ケア児である障害児（平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１のイ又はハを算定している障害児に限る。）に対して行う場合については，平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の六に適合するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において，その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に，片道につき所定単位数を加算しているか。  （４）（１）から（３）までに規定する送迎加算の算定については，指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で送迎を行った場合には，所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。  （１）次に掲げる場合について，平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の七に適合するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において，障害児に対して，児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援（当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間が５時間のものに限る。）の提供前又は提供後に別に児童発達支援計画に位置付けられた支援（当該支援を行うのに要する標準的な時間が１時間以上のものに限る。）（延長支援）を行う場合に，障害児の障害種別及び延長支援時間（当該延長支援を行うのに要した時間（当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては，当該延長支援を行うのに要する標準的な時間）をいう。）に応じ，１日につき所定単位数を加算しているか。  イ　指定児童発達支援事業所において障害児に対し延長支援を行う場合（ロに規定する場合を除く。）  ⑴　障害児の場合（⑵に規定する場合を除く。）  ⑵　重症心身障害児又は医療的ケア児の場合  ロ　法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設（指定通所基準第５条第４項の基準を満たしているものに限り，児童発達支援センターを除く。）において障害児（重症心身障害児を除く。）に対し延長支援を行う場合  ⑴　障害児の場合（⑵に規定する場合及び重症心身障害児を除く。）  ⑵　医療的ケア児の場合（重症心身障害児を除く。） | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　下記根拠法令の告示等により算定すること。  ※告示：「児童福祉法に基づく指定通所支  援及び基準該当施設に要する費用の算定  に関する基準（平成24年３月14日厚生労  働省告示第122号）」  ※関連告示：「こども家庭庁長官が定める  一単位の単価（平成24年３月24日付厚生  労働省告示128号）」によること。  ※施設基準告示：「こども家庭庁長官が定  める施設基準（平成24年３月30日付厚生  労働省告示269号）」によること。  ※平24厚告270号：「こども家庭庁長官  が定める児童等（平成24年３月30日厚生  労働省告示第270号）」によること。 | ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上 | 平24厚告122別表第１の11の注２  平24厚告269第四号の五  平24厚告122別表第１の11の注３  平24厚告269第四号の六  平24厚告122別表第１の11の注４  平24厚告122別表第１の12の注１  平24厚告269第四号の七 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **13の２　関係機関連携加算**  **（関係機関連携**  **加算（Ⅰ））**  **（関係機関連携**  **加算（Ⅱ））**  **（関係機関連携**  **加算（Ⅲ））** | （２）（１）のイ又はロを算定する指定児童発達支援事業所において，延長支援について，障害児又は保護者の都合により延長支援時間が30分以上１時間未満となった場合には，（１）のイの⑴又はロの⑴を算定している指定児童発達支援事業所については61単位を，（１）のイの⑵又はロの⑵を算定している指定児童発達支援事業所については128単位を，１日につきそれぞれの所定単位数に加算しているか。  （３）次に掲げる場合について，平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第五号に適合するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において，障害児に対して，児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に，当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し，障害児の障害種別に応じ，当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。  イ　法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設（指定通所基準第５条第４項の基準を満たしているものに限り，児童発達支援センターを除く。）において重症心身障害児に対し延長支援を行う場合  ロ　共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所において障害児に対し延長支援を行う場合  （１）関係機関連携加算（Ⅰ）については，指定児童発達支援事業所等において，保育所その他の障害児が日常的に通う施設（保育所等施設）との連携を図るため，あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て，保育所等施設との間で当該障害児に係る児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に，１月に１回を限度として，所定単位数を加算しているか。  ただし，共生型児童発達支援事業所については，第９の２の（14）のイ又はロを算定していない場合に，算定していないか。  （２）関係機関連携加算（Ⅱ）については，指定児童発達支援事業所等において，保育所等施設との連携を図るため，あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て，保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に，１月に１回を限度として，所定単位数を加算しているか。  （３）関係機関連携加算（Ⅲ）については，指定児童発達支援事業所等において，児童相談所，こども家庭センター，医療機関その他の関係機関（児童相談所等関係機関）との連携を図るため，あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て，児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に，１月に１回を限度として，所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　下記根拠法令の告示等により算定すること。  ※告示：「児童福祉法に基づく指定通所支  援及び基準該当施設に要する費用の算定  に関する基準（平成24年３月14日厚生労  働省告示第122号）」  ※関連告示：「こども家庭庁長官が定める  一単位の単価（平成24年３月24日付厚生  労働省告示128号）」によること。  ※施設基準告示：「こども家庭庁長官が定  める施設基準（平成24年３月30日付厚生  労働省告示269号）」によること。  ※平24厚告270号：「こども家庭庁長官  が定める児童等（平成24年３月30日厚生  労働省告示第270号）」によること。 | ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平24厚告122別表第１の12の注２  平24厚告122別表第１の12の注３  平24厚告269第五号  平24厚告122別表第１の12の２の注１  平24厚告122別表第１の12の２の注２  平24厚告122別表第１の12の２の注３ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **（関係機関連携加算（Ⅳ））**  **13の３　事業所間連携加算**  **13の４　保育・教育等移行支援加算**  **13の５　共生型サービス医療的ケア児支援加算** | （３の２）関係機関連携加算（Ⅲ）については，指定児童発達支援事業所等が指定通所基準第２条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において，障害児及びその家族等について，同一の月に平成24年厚生労働省告示第122号別表「障害児通所給付費等単位数表」第５の１の８に規定する関係機関連携加算を算定しているときは，算定していないか。  （４）関係機関連携加算（Ⅳ）については，障害児が就学予定の小学校，義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等（小学校等）との連携を図るため，あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て，小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に，１回を限度として，所定単位数を加算しているか。  指定児童発達支援事業所等において，法第21条の５の７第５項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が，複数の指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を受けている場合であって，平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十三に適合する事業所間の連携を行った場合に，当該基準に掲げる区分に従い，１月につき１回を限度として所定単位数を加算しているか。  イ　事業所間連携加算(Ⅰ)　平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十三イに適合  ロ　事業所間連携加算(Ⅱ)　平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十三ロに適合  （１）指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の従業者が，障害児が当該指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設（他の社会福祉施設等を除く。）（移行先施設）との間で，退所に先立って，退所後の生活に向けた会議を開催し，又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言（保育・教育等移行支援）を行った場合に，当該退所した障害児に対して退所した日の属する月から起算して６月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき，２回を限度として所定単位数を加算しているか。  （２）移行先施設に通うことになった障害児に対して，退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に，１回を限度として所定単位数を加算しているか。  （３）移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった障害児について，退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に，１回を限度として所定単位数を加算しているか。  看護職員又は認定特定行為業務従事者を１以上配置し，地域に貢献する活動を行っているものとして県知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において，医療的ケア児に対して，共生型児童発達支援を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。ただし，11の医療連携体制加算を算定しているときは，算定していないか。 | いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　下記根拠法令の告示等により算定すること。  ※告示：「児童福祉法に基づく指定通所支  援及び基準該当施設に要する費用の算定  に関する基準（平成24年３月14日厚生労  働省告示第122号）」  ※関連告示：「こども家庭庁長官が定める  一単位の単価（平成24年３月24日付厚生  労働省告示128号）」によること。  ※施設基準告示：「こども家庭庁長官が定  める施設基準（平成24年３月30日付厚生  労働省告示269号）」によること。  ※平24厚告270号：「こども家庭庁長官  が定める児童等（平成24年３月30日厚生  労働省告示第270号）」によること。 | ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○同上  ○事業所間連携確認  　書  ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上 | 平24厚告122別表第１の12の２の注４  平24厚告122別表第１の12の２の注５  平24厚告122別表第１の12の３の注  平24厚告270第一号の十三  平24厚告122別表第１の12の４の注１  平24厚告122別表  第1の12の４の注２  第1の12の４の注３  平24厚告122別表第１の12の５の注 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **14　福祉・介護職員処遇改善加算**  **（令和６年５月31日まで）**  **15　福祉・介護職員等特定処遇改善加算**  **（令和６年５月31日まで）**  **16　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算**  **（令和６年５月31日まで）**  **17　福祉・介護職員等処遇改善加算**  **（令和６年６月１日以降）** | 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第二号に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国，独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。15及び16において同じ。）が，障害児に対し，指定児童発達支援等を行った場合は，当該基準に掲げる区分に従い，令和６年５月31日までの間，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定していないか。  　イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数  ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数  　ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数  平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第三号に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が，障害児に対し，指定児童発達支援等を行った場合は，当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては，次に掲げる他方の加算は算定していないか。  イ　福祉・介護職員特定処遇改善特別加算（Ⅰ）　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数  ロ　福祉・介護職員特定処遇改善特別加算（Ⅱ）　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数  平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第三号の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が，障害児に対し，指定児童発達支援等を行った場合は，２から13の５までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。  （１）平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第二号に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国，独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。（２）において同じ。）が，障害児に対し，指定児童発達支援等を行った場合には，当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定していないか。  イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)２から13の５までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数 | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　下記根拠法令の告示等により算定すること。  ※告示：「児童福祉法に基づく指定通所支  援及び基準該当施設に要する費用の算定  に関する基準（平成24年３月14日厚生労  働省告示第122号）」  ※関連告示：「こども家庭庁長官が定める  一単位の単価（平成24年３月24日付厚生  労働省告示128号）」によること。  ※施設基準告示：「こども家庭庁長官が定  める施設基準（平成24年３月30日付厚生  労働省告示269号）」によること。  ※平24厚告270号：「こども家庭庁長官  が定める児童等（平成24年３月30日厚生  労働省告示第270号）」によること。 | ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上 | 平24厚告122別表第１の14の注  平24厚告270第三号  平24厚告122別表第１の15の注  平24厚告270第三号の二  平24厚告122別表第１の15の注  平24厚告270第三号の二  平24厚告122別表第１の13の注１  平24厚告270第二号 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数  ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数  ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数  （２）令和７年３月31日までの間，平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第二号に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（（１）の加算を算定しているものを除く。）が，障害児に対し，指定児童発達支援等を行った場合に，当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定していないか。  ①　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数  ②　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数  ③　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑶　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数  ④　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑷　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数  ⑤　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数  ⑥　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑹　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数  ⑦　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数  ⑧　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数  ⑨　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数  ⑩　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数  ⑪　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数  ⑫　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数  ⑬　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数  ⑭　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数 | いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　下記根拠法令の告示等により算定すること。  ※告示：「児童福祉法に基づく指定通所支  援及び基準該当施設に要する費用の算定  に関する基準（平成24年３月14日厚生労  働省告示第122号）」  ※関連告示：「こども家庭庁長官が定める  一単位の単価（平成24年３月24日付厚生  労働省告示128号）」によること。  ※施設基準告示：「こども家庭庁長官が定  める施設基準（平成24年３月30日付厚生  労働省告示269号）」によること。  ※平24厚告270号：「こども家庭庁長官  が定める児童等（平成24年３月30日厚生  労働省告示第270号）」によること。 | ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録 | 平24厚告122別表第１の13の注２  平24厚告270第二号 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **第10　主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定及び取扱い**  **１　基本事項**  **２　主として難聴児経過的児童発達支援給付費**  **（時間区分）**  **（指定児童発達支援等の提供時間）**  **（減算が行われる場合）**  **（定員超過減算）**  **（人員基準欠如減算）**  **（個別支援計画未作**  **成減算）** | （１）旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行う指定児童発達支援に要する費用の額は，平成24年厚生労働省告示第122号の別表２「経過的障害児通所給付費等単位数表」第１により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「こども家庭庁長官が定める一単位の単価」に定める１単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。  （２）（１）の規定により，児童発達支援に要する費用を算定した場合において，その額に一円未満の端数があるときは，その端数金額は切り捨てて算定しているか。  （１）平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十二号に適合するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において，指定児童発達支援を行った場合に，時間区分，障害児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ，１日につき所定単位数を算定しているか。  ただし，地方公共団体が設置する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の場合は，所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。  （２）（１）の規定する場合にあっては，指定児童発達支援事業所の従業者が，指定児童発達支援を行った場合に，現に要した時間ではなく，児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で所定単位数を算定しているか。  （３）指定児童発達支援，共生型児童発達支援又は基準該当児童発達支援（指定児童発達支援等）を行う場合については，個々の障害児に対するサービス提供時間（送迎に係る時間は除くものとする。）は30分以上であるか。  指定通所支援等の提供時間が30分未満のものについては，児童発達支援計画に基づき，周囲の環境に慣れるためにサービス提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満のサービス提供が必要であると市町村が認めた場合であるか。  （４）児童発達支援給付費の算定に当たって，次のいずれかに該当する場合に，それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。  　　①　障害児の数又は従業員の員数が平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準，従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」第一号イ又はロの表の上欄に定める基準に該当する場合　同表下欄に定める割合  ②　指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援の提供に当たって，児童発達支援計画が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ，それぞれ次に掲げる割合  （一）　児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合　100分の70  （二）　児童発達支援計画が作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  ある・ない  ある・ない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　下記根拠法令の告示等により算定すること。  ※告示：「児童福祉法に基づく指定通所支  援及び基準該当施設に要する費用の算定  に関する基準（平成24年３月14日厚生労  働省告示第122号）」  ※関連告示：「こども家庭庁長官が定める  一単位の単価（平成24年３月24日付厚生  労働省告示128号）」によること。  ※施設基準告示：「こども家庭庁長官が定  める施設基準（平成24年３月30日付厚生  労働省告示269号）」によること。  ※平24厚告270号：「こども家庭庁長官  が定める児童等（平成24年３月30日厚生  労働省告示第270号）」によること。 | ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費  明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平24厚告122第二号イ  平24厚告128  平24厚告122第三号  平24厚告122別表２第１の１の注１  平24厚告269第十二号  平24厚告122別表第２の１の注２の５  平24厚告122別表第２の１の注２の６  平24厚告122別表第２の１の注３  平24厚告271第一号イ，ロ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **（自己評価未公表減算）**  **（支援プログラム未公表減算）**  **※令和７年４月１日から適用**  **（開所時間減算）**  **（身体拘束廃止未実施減算）**  **（虐待防止措置未実施減算）** | ③　指定児童発達支援等の提供に当たって，指定通所基準第26条第７項（同第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合するものとして県知事又は市町村長に届け出ていない場合　100分の85  ④　指定児童発達支援等の提供に当たって，指定通所基準第26条の２（同第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合するものとして県知事又は市町村長に届け出ていない場合（令和７年４月１日以降）　100分の85  （５）営業時間（指定児童発達支援事業所，共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所（指定児童発達支援事業所等）の場合には運営規程に定める営業時間を，みなし基準該当児童発達支援事業所の場合にはこれに準ずるものをいう。）が，平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準，従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数の乗じる割合」第一号ハの表の上欄に定める基準に該当する場合には，所定単位数に同表下欄に定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定しているか。  （６）指定児童発達支援事業者が，やむを得ず身体拘束等を行う場合に，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じていない場合は，所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。（指定通所基準第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。）  イ　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図ること。  ロ　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。  ハ　従業者に対し，身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施することとしているか。  （７）指定児童発達支援事業者は，虐待の発生又はその再発を防止するため，次に掲げる措置を講じていない場合は，所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。（指定通所基準第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。）  イ　当該指定児童発達支援事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  ロ　当該指定児童発達支援事業者において，従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。  ハ　イ及びロに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| （参考）児童虐待の防止等に関する法律（第２条）  １　児童の身体に外傷が生じ，又は生じるおそれのある暴行を加えること  ２　児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること  ３　児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置，保護者以外の同居人による前２号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること  ４　児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応，児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと | ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費  明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○個別支援計画  ○身体拘束マニュアル  ○身体拘束等に関する書類  ○身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録，理由が分かる書類等）  ○委員会議事録  ○身体拘束等の適正化のための指針  ○研修を実施したことが分かる書類  ○個別支援計画  ○虐待防止関係書類（研修記録，虐待防止マニュアル　等）  ○ケース記録  ○業務日誌  ○委員会議事録  ○従業者に周知したことが分かる書類  ○研修を実施したことが分かる書類  ○担当者が配置されていることが分かる書類（辞令，人事記録等） | 平24厚告122別表第２の１の注４  平24厚告271第一号ハ  平24厚告122別表第２の１の注５  平24厚告122別表第２の１の注５の２ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **（業務継続計画未策定減算）**  **（情報公表未報告減算）**  **（人工内耳装用児加算）** | （８）指定通所基準第38条の２第１項（指定通所基準第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は，所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  （９）法第33条の18第１項の規定に基づく情報公表対象支援  情報に係る報告を行っていない場合は，所定単位数の100  分の５に相当する単位数を所定単位数から減算している  か。  （10） 平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が  定める施設基準」第四号に適合するものとして県知事に  届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センタ  ーに限る。）において，難聴児のうち人工内耳を装用して  いる障害児に対して，平成24年厚生労働省告示第270号  「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十に適合  する指定児童発達支援を行った場合に，利用定員に応じ，  １日につき所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない    いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ※　本加算の算定に必要な言語聴覚士の配置は加配ではない点に留意すること。 | ○業務継続計画 | 平24厚告122別表第２の１の注６  平24厚告122別表第２の１の注６の２  平24厚告122別表第２の８の４の注１  平24厚告269第四号 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **（児童指導員等加配加算）** | （11）常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の  家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の  支援の強化を図るために，児童発達支援給付費の算定に必要  となる従業者の員数（（12）の加算を算定している場合は，当  該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え，児  童指導員，保育士，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，手  話通訳士，手話通訳者，特別支援学校免許取得者（教育職員免  許法（昭和24年法律第147号）に規定する特別支援学校の教員  の免許状を有する者）若しくは平成24年厚生労働省告示第270  号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の三に適合する  者（児童指導員等）又はその他の従業者を１以上配置している  ものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所におい  て，指定児童発達支援を行った場合に，利用定員に応じ，１日  につき所定単位数を加算しているか。  イ　児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合  ①　５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合  ②　専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤  で配置する場合（①に掲げる場合を除く。）  ③　５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指  導員等を配置する場合（①及び②に掲げる場合を除く。）④　児童指導員等を配置する場合（①から③までに掲げる  場合を除く。）  ⑤　その他の従業者を配置する場合  ロ　法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ハに該当する場合を除く。）  ①　５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合  ②　専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（①に掲げる場合を除く。）  ③　５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（①及び②に掲げる場合を除く。）  ④　児童指導員等を配置する場合（①から③までに掲げる場合を除く。）  ⑤　その他の従業者を配置する場合  ハ　主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合  ①　５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合  ②　専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤  で配置する場合（①に掲げる場合を除く。）  ③　５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（①及び②に掲げる場合を除く。）  ④　児童指導員等を配置する場合（①から③までに掲げる場合を除く。）  ⑤　その他の従業者を配置する場合 | いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費  明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録 | 平24厚告122別表第２の１の注８  平24厚告270第一号の三 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **（専門的支援体制加算）**  **３　家庭支援加算** | （12）理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，保育士（保育士として５年以上児童福祉事業に従事した者に限る。以下同じ。），児童指導員（児童指導員として５年以上児童福祉事業に従事した者に限る。以下同じ。）又は平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の四に適合する専門職員（理学療法士等）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために，児童発達支援給付費の算定に必要となる従業員の員数（（11）の加算を算定している場合は，当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え，理学療法士等を１以上配置しているものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において，指定児童発達支援を行った場合に，利用者定員に応じ，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，第９の２の（３）の②を算定している場合は加算していないか。  イ　児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合  ロ　法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ハに該当する場合を除く。）  ハ　主として重症心身障害児を通わせる法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合  （１）指定児童発達支援事業所等において，指定通所基準第５条若しくは第６条又は第54条の２第1号，第54条の３第２号若しくは第54条の４第４号又は第54条の６の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。児童発達支援事業所等従業者）が，児童発達支援計画に基づき，あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て，障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。）等に対する相談援助を行った場合に，イ又はロそれぞれについて，１日につき１回及び１月につき４回を限度として，イ又はロに掲げる場合に応じ，それぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。  イ　家族支援加算(Ⅰ)  ⑴　障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合  ㈠　所要時間１時間以上の場合  ㈡　所要時間１時間未満の場合  ⑵　指定児童発達支援事業所等において対面により相談援助を行った場合  ⑶　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合  ロ　家族支援加算(Ⅱ)  ⑴　対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合  ⑵　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 | いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○広域的支援人材を  受け入れたことが  確認できる資料  ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録 | 平24厚告122別表第２の１の注９  平24厚告270第一号の四  平24厚告122別表第２の８の３の注  平24厚告270第一号の九 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **４　子育てサポート加算**  **５　食事提供加算**  **６　利用者負担上限額管理加算**  **７　福祉専門職員配置等加算** | （２）指定児童発達支援事業所等が指定通所基準第２条第13号に規定する多機能型事業所（指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業，指定通所基準第71条の７に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち１以上の事業と指定通所基準第４条に規定する指定児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。）に該当する場合には，障害児及びその家族等について，放課後等デイサービスの家族支援加算（Ⅰ），居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算（Ⅰ）及び保育所等訪問支援の家族支援加算（Ⅰ）を算定した回数と（１）のイを算定した回数を通算した回数が１日につき１回又は１月につき４回を超えているときは（１）のイを，放課後等デイサービスの家族支援加算（Ⅱ），居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算（Ⅱ）及び保育所等訪問支援の家族支援加算（Ⅱ）を算定した回数と（１）のロを算定した回数を通算した回数が１日につき１回又は１月につき４回を超えているときは（１）のロを算定していないか。  指定児童発達支援事業所等において，あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て，指定児童発達支援等とあわせて，障害児の家族等に対して，児童発達支援事業所等従業者が指定児童発達支援等を行う場面を観察する機会，当該場面に参加する機会その他の障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し，障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に，１月につき４回を限度として，所定単位数を加算しているか。  児童発達支援センターにおいて，児童福祉法施行令第24条第２号，第３号ロ，第４号ロ又は第６号に掲げる通所給付決定保護者（低所得者等又は中間所得者）の通所給付決定に係る障害児に対し，児童発達支援センターの調理室において調理された食事を提供するものとして県知事に届け出た児童発達支援センターにおいて，平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の五に適合する食事提供を行った場合に，令和９年３月31日までの間，当該基準に掲げる区分に従い，１日につきそれぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。  イ　食事提供加算(Ⅰ)　平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の五イに適合  ロ　食事提供加算(Ⅱ)　平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の五ロに適合  指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け，通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に，１月につき所定単位数を加算しているか。  （１）福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については，指定通所基準第５条若しくは第６条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は平成24年厚生労働省告示第15号第54条の２第１号，第54条の３第２号若しくは第54条の４第４号の規定により置くべき従業者（共生型児童発達支援支援事業所従業者）のうち，社会福祉士，介護福祉士，精神保健福祉士又は公認心理士であるものの割合が100分の35以上であるものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において，指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。 | いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上 | 平24厚告122別表第２の２の２の注  平24厚告122別表第２の８の４の注１  平24厚告269第四号  平24厚告270第一号の十  平24厚告122別表第2の8の5の注  平24厚告122別表第2の5の注1 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **８　栄養士配置加算** | （２）福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については，指定通所基準第５条若しくは第６条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち，社会福祉士，介護福祉士，精神保健福祉士又は公認心理士であるものの割合が100分の25以上であるものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において，指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，この場合において，（１）の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合に算定していないか。  （３）福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については，次の①又は②のいずれかに該当するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において，指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，この場合において（１）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（２）の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合に算定していないか。  　　①　指定通所基準第５条若しくは第６条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士（児童指導員等）として配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち，常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。  ②　児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち，３年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。  （１）栄養士配置加算(Ⅰ)については，次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において，利用定員に応じ，１日につき所定単位数を加算しているか。  ①　常勤の管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。  　　②　障害児の日常生活状況，嗜好等を把握し，安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。  （２）栄養士配置加算(Ⅱ)については，次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において，利用定員に応じ，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，この場合において，栄養士配置加算(Ⅰ)を算定している場合に算定していないか。  　　①　管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。  　　②　障害児の日常生活状況，嗜好等を把握し，安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。 | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上 | 平24厚告122別表第２の６の注１  平24厚告122別表第２の６の注２ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **９　欠席時対応加算**  **10　専門的支援実施加算**  **11　強度行動障害児支援加算**  **12　集中的支援加算**  **13　個別サポート加算（Ⅱ）** | 指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が，あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に，急病等によりその利用を中止した場合において，児童発達支援事業所等従業者が，障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに，当該障害児の状況，相談援助の内容等を記録した場合に，１月につき４回を限度として，所定単位数を算定しているか。  ただし，児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合又は法第６条の２の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合の指定児童発達支援事業所において１月につき当該指定児童発達支援等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は，１月につき８回を限度として，所定単位数を算定しているか。  理学療法士等による支援が必要な障害児に対する専門的な支援の強化を図るために，理学療法士等を１以上配置するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において，平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の六に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に，児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の日数に応じ１月に４回又は６回を限度として，１回につき所定単位数を加算しているか。  ただし，２の（３）の②を算定している場合又は２の（14）のイ若しくはロを算定していない場合は加算していないか。  平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の七に適合する強度の行動障害を有する児童に対し，平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の八に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において，当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合は加算していないか。  さらに，加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については，500単位を所定単位数に加算しているか。  平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の九に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において，広域的支援人材を指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所に訪問させ，又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して，広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに，３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算しているか。  要保護児童（法第６条の３第８項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）であって，その保護者の同意を得て，児童相談所，こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し，指定児童発達支援等を行う必要があるものに対し，指定児童発達支援事業所等において，指定児童発達支援等を行った場合に，1日につき所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平24厚告122別表第2の七の注  平24厚告122別表第2の8  平24厚告270第一号の六  平24厚告122別表第2の8の2の注  平24厚告270第一号の七・第一号の八  平24厚告122別表第2の8の3の注  平24厚告270第一号の九  平24厚告122別表第2の9の注2 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **14　入浴支援加算**  **15　送迎加算**  **16　延長支援加算** | 平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の二に適合するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において，医療的ケア児又は重症心身障害児に対して，平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十二に適合する入浴に係る支援を行った場合に，１月につき８回を限度として，所定単位数を加算しているか。  （１）重症心身障害児又は医療的ケア児である障害児（平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１のイ又はハを算定している障害児に限る。）に対して行う場合については，平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の五に適合するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において，その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に，片道につき所定単位数を加算しているか。  （２）中重度医療的ケア児である障害児（平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１のイ又はハを算定している障害児に限る。）に対して行う場合については，平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の六に適合するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において，その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に，片道につき所定単位数を加算しているか。  （３）（２）から（３）までに規定する送迎加算の算定については，指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で送迎を行った場合には，所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。  （１）次に掲げる場合について，平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の七に適合するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において，障害児に対して，児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援（当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間が５時間のものに限る。）の提供前又は提供後に別に児童発達支援計画に位置付けられた支援（当該支援を行うのに要する標準的な時間が１時間以上のものに限る。）（延長支援）を行う場合に，障害児の障害種別及び延長支援時間（当該延長支援を行うのに要した時間（当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては，当該延長支援を行うのに要する標準的な時間）をいう。）に応じ，１日につき所定単位数を加算しているか。  イ　指定児童発達支援事業所において障害児に対し延長支援を行う場合（ロに規定する場合を除く。）  ⑴　障害児の場合（⑵に規定する場合を除く。）  ⑵　重症心身障害児又は医療的ケア児の場合  ロ　法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設（指定通所基準第５条第４項の基準を満たしているものに限り，児童発達支援センターを除く。）において障害児（重症心身障害児を除く。）に対し延長支援を行う場合  ⑴　障害児の場合（⑵に規定する場合及び重症心身障害児を除く。）  ⑵　医療的ケア児の場合（重症心身障害児を除く。） | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平24厚告122別表第2の９の２の注  平24厚告269第四号の二  平24厚告122別表第１の11の注２  平24厚告269第四号の五  平24厚告122別表第１の11の注３  平24厚告269第四号の六  平24厚告122別表第１の11の注４  平24厚告122別表第２の12の注１  平24厚告269第四号の七 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **17　関係機関連携加算**  **（関係機関連携加**  **算（Ⅰ））**  **（関係機関連携加**  **算（Ⅱ））**  **（関係機関連携加算（Ⅲ））**  **（関係機関連携加算（Ⅳ））** | （２）（１）のイ又はロを算定する指定児童発達支援事業所において，延長支援について，障害児又は保護者の都合により延長支援時間が30分以上１時間未満となった場合には，（１）のイの⑴又はロの⑴を算定している指定児童発達支援事業所については61単位を，（１）のイの⑵又はロの⑵を算定している指定児童発達支援事業所については128単位を，１日につきそれぞれの所定単位数に加算しているか。  （１）関係機関連携加算（Ⅰ）については，指定児童発達支援事業所等において，保育所その他の障害児が日常的に通う施設（保育所等施設）との連携を図るため，あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て，保育所等施設との間で当該障害児に係る児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に，１月に１回を限度として，所定単位数を加算しているか。  ただし，共生型児童発達支援事業所については，第９の２の（14）のイ又はロを算定していない場合に，算定していないか。  （２）関係機関連携加算（Ⅱ）については，指定児童発達支援事業所等において，保育所等施設との連携を図るため，あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て，保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に，１月に１回を限度として，所定単位数を加算しているか。  （３）関係機関連携加算（Ⅲ）については，指定児童発達支援事業所等において，児童相談所，こども家庭センター，医療機関その他の関係機関（児童相談所等関係機関）との連携を図るため，あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て，児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に，１月に１回を限度として，所定単位数を加算しているか。  （３の２）関係機関連携加算（Ⅲ）については，指定児童発達支援事業所等が指定通所基準第２条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において，障害児及びその家族等について，同一の月に平成24年厚生労働省告示第122号別表「障害児通所給付費等単位数表」第５の１の８に規定する関係機関連携加算を算定しているときは，算定していないか。  （４）関係機関連携加算（Ⅳ）については，障害児が就学予定の小学校，義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等（小学校等）との連携を図るため，あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て，小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に，１回を限度として，所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平24厚告122別表第２の12の２の注１ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **18　事業所間連携加算**  **19　保育・教育等移行支援加算**  **20　福祉・介護職員処遇改善加算**  **（令和６年５月31日まで）** | 指定児童発達支援事業所等において，法第21条の５の７第５項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が，複数の指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を受けている場合であって，平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十三に適合する事業所間の連携を行った場合に，当該基準に掲げる区分に従い，１月につき１回を限度として所定単位数を加算しているか。  イ　事業所間連携加算(Ⅰ)　平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十三イに適合  ロ　事業所間連携加算(Ⅱ)　平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十三ロに適合  （１）指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の従業者が，障害児が当該指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設（他の社会福祉施設等を除く。）（移行先施設）との間で，退所に先立って，退所後の生活に向けた会議を開催し，又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言（保育・教育等移行支援）を行った場合に，当該退所した障害児に対して退所した日の属する月から起算して６月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき，２回を限度として所定単位数を加算しているか。  （２）移行先施設に通うことになった障害児に対して，退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に，１回を限度として所定単位数を加算しているか。  （３）移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった障害児について，退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に，１回を限度として所定単位数を加算しているか。  平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第二号に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国，独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。15及び16において同じ。）が，障害児に対し，指定児童発達支援等を行った場合は，当該基準に掲げる区分に従い，令和６年５月31日までの間，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定していないか。  　イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数  ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数  　ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | 〇事業所間連携確認  　書  ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  〇同上  〇同上 | 平24厚告122別表第２の12の３の注  平24厚告270第一号の十三  平24厚告122別表第２の12の４の注  平24厚告122別表第２の13の注  平24厚告270第二 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **21　福祉・介護職員等特定処遇改善加算**  **（令和６年５月31日まで）**  **22　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算**  **（令和６年５月31日まで）**  **23　福祉・介護職員等処遇改善加算**  **（令和６年６月１日以降）** | 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第三号に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が，障害児に対し，指定児童発達支援等を行った場合は，当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては，次に掲げる他方の加算は算定していないか。  イ　福祉・介護職員特定処遇改善特別加算（Ⅰ）　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数  ロ　福祉・介護職員特定処遇改善特別加算（Ⅱ）　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数  平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第三号の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が，障害児に対し，指定児童発達支援等を行った場合は，２から13の５までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。  （１）平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第二号に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国，独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。（２）において同じ。）が，障害児に対し，指定児童発達支援等を行った場合には，当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定していないか。  イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数  ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数  ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数  ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数 | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  〇同上  〇同上 | 平24厚告122別表  第2の14の注  平24厚告270第三号  平24厚告122別表  第2の15の注  平24厚告270第三号の二  平24厚告122別表第1の13の注１  平24厚告270第二号 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | （２）令和７年３月31日までの間，平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第二号に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（（１）の加算を算定しているものを除く。）が，障害児に対し，指定児童発達支援等を行った場合に，当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定していないか。  ①　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数  ②　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数  ③　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑶　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数  ④　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑷　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数  ⑤　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数  ⑥　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑹　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数  ⑦　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数  ⑧　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数  ⑨　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数  ⑩　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数  ⑪　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数  ⑫　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数  ⑬　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数  ⑭　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数 | いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録 | 平24厚告122別表第１の13の注１  平24厚告270第二号 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **第11　主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定及び取扱い**  **１　基本事項**  **２　主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費**  **（指定児童発達支援等の提供時間）**  **（減算が行われる場合）**  **（定員超過減算）**  **（人員基準欠如減算）**  **（個別支援計画未作成減算）**  **（自己評価未公表減算）**  **（支援プログラム未公表減算）**  **※令和７年４月１日から適用** | （１）主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援に要する費用の額は，平成24年厚生労働省告示第122号の別表２「経過的障害児通所給付費等単位数表」第２により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「こども家庭庁長官が定める一単位の単価」に定める１単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。  （２）（１）の規定により，児童発達支援に要する費用を算定した場合において，その額に一円未満の端数があるときは，その端数金額は切り捨てて算定しているか。  （１）平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十二号の七に適合するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において，指定児童発達支援を行った場合に，利用定員に応じ，１日につき所定単位数を算定しているか。ただし，地方公共団体が設置する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の場合は，所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。  （２）指定児童発達支援，共生型児童発達支援又は基準該当児童発達支援（指定児童発達支援等）を行う場合については，個々の障害児に対するサービス提供時間（送迎に係る時間は除くものとする。）は30分以上であるか。指定通所支援等の提供時間が30分未満のものについては，児童発達支援計画に基づき，周囲の環境に慣れるためにサービス提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満のサービス提供が必要であると市町村が認めた場合であるか。  （３）児童発達支援給付費の算定に当たって，次のいずれかに該当する場合に，それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。  　　①　障害児の数又は従業員の員数が平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準，従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の一のイ又はロの表の上欄に定める基準に該当する場合同表下欄に定める割合  ②　指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援の提供に当たって，児童発達支援計画が作成されていない場合，次に掲げる場合に応じ，それぞれ次に掲げる割合  （一）児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合　100分の70  （二）児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合　100分の50  ③　指定児童発達支援等の提供に当たって，指定通所基準第26条第７項（同第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合するものとして県知事又は市町村長に届け出ていない場合　100分の85  ④　指定児童発達支援等の提供に当たって，指定通所基準第26条の２（同第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合するものとして県知事又は市町村長に届け出ていない場合（令和７年４月１日以降）　100分の85 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  ある・ない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  〇同上  〇同上  〇市町村が認めたこ  とが分かる資料  ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録 | 平24厚告122第二号ロ  平24厚告128  平24厚告122第三号  平24厚告122別表２第２の１の注１  平24厚告269第十二号の七  平24厚告122別表第１の１の注２の６  平24厚告122別表第１の１の注３  平24厚告271第一号イ，ロ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **（開所時間減算）**  **（身体拘束廃止未実施減算）**  **（虐待防止措置未実施減算）**  **（業務継続計画未策定減算）**  **（情報公表未報告減算）** | （４）営業時間（指定児童発達支援事業所，共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所（指定児童発達支援事業所等）の場合には運営規程に定める営業時間を，みなし基準該当児童発達支援事業所の場合にはこれに準ずるものをいう。）が，平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準，従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数の乗じる割合」の一のハの表の上欄に定める基準に該当する場合には，所定単位数に同表下欄に定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定しているか。  （５）指定児童発達支援事業者が，やむを得ず身体拘束等を行う場合に，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じていない場合は，所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。（指定通所基準第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。）  イ　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図ること。  ロ　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。  ハ　従業者に対し，身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施することとしているか。  （６）指定児童発達支援事業者は，虐待の発生又はその再発を防止するため，次に掲げる措置を講じていない場合は，所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。（指定通所基準第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。）  イ　当該指定児童発達支援事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  ロ　当該指定児童発達支援事業者において，従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。  ハ　イ及びロに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。  （７）指定通所基準第38条の２第１項（指定通所基準第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は，所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  （８）法第33条の18第１項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は，所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○個別支援計画  ○身体拘束マニュア  ル  ○身体拘束等に関す  る書類  ○身体拘束等に関す  る書類（必要事項が  記載されている記  録，理由が分かる書  類等）  ○委員会議事録  ○身体拘束等の適正  化のための指針  ○研修を実施したことが分かる書類  ○個別支援計画  ○虐待防止関係書類（研修記録，虐待防止  マニュアル　等）  ○ケース記録  ○業務日誌  ○委員会議事録  ○従業者に周知した  ことが分かる書類  ○研修を実施したことが分かる書類  ○担当者が配置され  ていることが分か  る書類（辞令，人事  記録等）  〇業務継続計画  ○適宜必要と認める資料 | 平24厚告122別表第１の１の注４  平24厚告271第一号ハ  平24厚告122別表第１の１の注5  平24厚告122別表第１の１の注５の２  平24厚告122別表第１の１の注６  平24厚告122別表第１の１の注６の２ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **（児童指導員等加配加算）** | （11）常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために，児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（（12）の加算を算定している場合は，当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え，児童指導員，保育士，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，手話通訳士，手話通訳者，特別支援学校免許取得者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する特別支援学校の教員の免許状を有する者）若しくは平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の三に適合する者（児童指導員等）又はその他の従業者を１以上配置しているものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において，指定児童発達支援を行った場合に，利用定員に応じ，１日につき所定単位数を加算しているか。  イ　児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合  ①　５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合  ②　専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤  で配置する場合（①に掲げる場合を除く。）  ③　５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（①及び②に掲げる場合を除く。）  ④　児童指導員等を配置する場合（①から③までに掲げる場合を除く。）  ⑤　その他の従業者を配置する場合  ロ　法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ハに該当する場合を除く。）  ①　５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合  ②　専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤  で配置する場合（①に掲げる場合を除く。）  ③　５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（①及び②に掲げる場合を除く。）  ④　児童指導員等を配置する場合（①から③までに掲げる場合を除く。）  ⑤　その他の従業者を配置する場合  ハ　主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合  ①　５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合  ②　専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（①に掲げる場合を除く。）  ③　５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（①及び②に掲げる場合を除く。）  ④　児童指導員等を配置する場合（①から③までに掲げる場合を除く。）  ⑤　その他の従業者を配置する場合 | いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録 | 平24厚告122別表第１の１の注８  平24厚告270第一号の三 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **（専門的支援体制加算）**  **（看護職員加配加算）** | （12）理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，保育士（保育士として５年以上児童福祉事業に従事した者に限る。以下同じ。），児童指導員（児童指導員として５年以上児童福祉事業に従事した者に限る。以下同じ。）又は平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の四に適合する専門職員（理学療法士等）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために，児童発達支援給付費の算定に必要となる従業員の員数（（11）の加算を算定している場合は，当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え，理学療法士等を１以上配置しているものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において，指定児童発達支援を行った場合に，利用者定員に応じ，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，第９の２の（３）の②を算定している場合は加算していないか。  イ　児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合  ロ　法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ハに該当する場合を除く。）  ハ　主として重症心身障害児を通わせる法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合  （13）平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第三号に適合するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において，指定児童発達支援を行った場合に，看護職員加配加算として，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは，次に掲げるその他の加算を算定していないか。  イ　看護職員加配加算（Ⅰ）　主として重症心身障害児を通わせる法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において指定児童発達支援を行った場合  ロ　看護職員加配加算（Ⅱ）　主として重症心身障害児を通わせる法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において指定児童発達支援を行った場合 | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  〇同上 | 平24厚告122別表第１の１の注９  平24厚告269第一号の四  平24厚告122別表第１１の注10  平24厚告269第三号 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **３　家庭支援加算**  **４　子育てサポート加算** | （１）指定児童発達支援事業所等において，指定通所基準第５条若しくは第６条又は第54条の２第1号，第54条の３第２号若しくは第54条の４第４号又は第54条の６の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。児童発達支援事業所等従業者）が，児童発達支援計画に基づき，あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て，障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。）等に対する相談援助を行った場合に，イ又はロそれぞれについて，１日につき１回及び１月につき４回を限度として，イ又はロに掲げる場合に応じ，それぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。  イ　家族支援加算(Ⅰ)  ⑴　障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合  ㈠　所要時間１時間以上の場合  ㈡　所要時間１時間未満の場合  ⑵　指定児童発達支援事業所等において対面により相談援助を行った場合  ⑶　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合  ロ　家族支援加算(Ⅱ)  ⑴　対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合  ⑵　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合  （２）指定児童発達支援事業所等が指定通所基準第２条第13号に規定する多機能型事業所（指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業，指定通所基準第71条の７に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち１以上の事業と指定通所基準第４条に規定する指定児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。）に該当する場合には，障害児及びその家族等について，放課後等デイサービスの家族支援加算（Ⅰ），居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算（Ⅰ）及び保育所等訪問支援の家族支援加算（Ⅰ）を算定した回数と（１）のイを算定した回数を通算した回数が１日につき１回又は１月につき４回を超えているときは（１）のイを，放課後等デイサービスの家族支援加算（Ⅱ），居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算（Ⅱ）及び保育所等訪問支援の家族支援加算（Ⅱ）を算定した回数と（１）のロを算定した回数を通算した回数が１日につき１回又は１月につき４回を超えているときは（１）のロを算定していないか。  指定児童発達支援事業所等において，あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て，指定児童発達支援等とあわせて，障害児の家族等に対して，児童発達支援事業所等従業者が指定児童発達支援等を行う場面を観察する機会，当該場面に参加する機会その他の障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し，障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に，１月につき４回を限度として，所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  〇同上 | 平24厚告122別表第１の２の注  平24厚告122別表第１の２の２の注 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **５　食事提供加算**  **６　利用者負担上限額管理加算**  **７　福祉専門職員配置等加算** | 児童発達支援センターにおいて，児童福祉法施行令第24条第２号，第３号ロ，第４号ロ又は第６号に掲げる通所給付決定保護者（低所得者等又は中間所得者）の通所給付決定に係る障害児に対し，児童発達支援センターの調理室において調理された食事を提供するものとして県知事に届け出た児童発達支援センターにおいて，平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の五に適合する食事提供を行った場合に，令和９年３月31日までの間，当該基準に掲げる区分に従い，１日につきそれぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。  イ　食事提供加算(Ⅰ)　平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の五イに適合  ロ　食事提供加算(Ⅱ)　平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の五ロに適合  指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け，通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に，１月につき所定単位数を加算しているか。  （１）福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については，指定通所基準第５条若しくは第６条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は平成24年厚生労働省告示第15号第54条の２第１号，第54条の３第２号若しくは第54条の４第４号の規定により置くべき従業者（共生型児童発達支援支援事業所従業者）のうち，社会福祉士，介護福祉士，精神保健福祉士又は公認心理士であるものの割合が100分の35以上であるものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において，指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  （２）福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については，指定通所基準第５条若しくは第６条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち，社会福祉士，介護福祉士，精神保健福祉士又は公認心理士であるものの割合が100分の25以上であるものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において，指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，この場合において，（１）の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合に算定していないか。  （３）福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については，次の①又は②のいずれかに該当するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において，指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，この場合において（１）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（２）の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合に算定していないか。  　　①　指定通所基準第５条若しくは第６条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士（児童指導員等）として配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち，常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。  ②　児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち，３年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  〇同上  〇同上  〇同上  〇同上 | 平24厚告122別表第１の３の注  平24厚告269第一号の五  平24厚告122別表第１の４の注  平24厚告122別表第１の５の注１  平24厚告122別表第１の５の注２  平24厚告122別表第１の５の注３ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **８　栄養士配置加算**  **９　欠席時対応加算**  **10　専門的支援実施**  **加算** | （１）栄養士配置加算(Ⅰ)については，次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において，利用定員に応じ，１日につき所定単位数を加算しているか。  ①　常勤の管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。  　　②　障害児の日常生活状況，嗜好等を把握し，安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。  （２）栄養士配置加算(Ⅱ)については，次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において，利用定員に応じ，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，この場合において，栄養士配置加算(Ⅰ)を算定している場合に算定していないか。  　　①　管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。  　　②　障害児の日常生活状況，嗜好等を把握し，安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。  指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が，あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に，急病等によりその利用を中止した場合において，児童発達支援事業所等従業者が，障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに，当該障害児の状況，相談援助の内容等を記録した場合に，１月につき４回を限度として，所定単位数を算定しているか。  ただし，児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合又は法第６条の２の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合の指定児童発達支援事業所において１月につき当該指定児童発達支援等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は，１月につき８回を限度として，所定単位数を算定しているか。  理学療法士等による支援が必要な障害児に対する専門的な支援の強化を図るために，理学療法士等を１以上配置するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において，平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の六に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に，児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の日数に応じ１月に４回又は６回を限度として，１回につき所定単位数を加算しているか。  ただし，２の（３）の②を算定している場合又は２の（14）のイ若しくはロを算定していない場合は加算していないか。 | いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  〇同上  〇同上 | 平24厚告122別表第１の６の注１  平24厚告122別表第１の６の注２  平24厚告122別表第１の７の注  平24厚告122別表第１の８の注  平24厚告269第一号の六 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **11　集中的支援加算**  **12　個別サポート加**  **算（Ⅱ）**  **13　入浴支援加算**  **14　医療連携体制加**  **算（Ⅶ）** | 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の九に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において，広域的支援人材を指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所に訪問させ，又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して，広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに，３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算しているか。  要保護児童（法第６条の３第８項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）であって，その保護者の同意を得て，児童相談所，こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し，指定児童発達支援等を行う必要があるものに対し，指定児童発達支援事業所等において，指定児童発達支援等を行った場合に，1日につき所定単位数を加算しているか。  平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の二に適合するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において，医療的ケア児又は重症心身障害児に対して，平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十二に適合する入浴に係る支援を行った場合に，１月につき８回を限度として，所定単位数を加算する。  医療連携体制加算(Ⅶ) については，喀痰吸引等が必要な障害児に対して，認定特定行為業務従事者が医療機関等との連携により，喀痰吸引等を行った場合に，障害児１人に対し，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１の10のイからホまでのいずれか若しくは１のイの⑴の㈠，㈡若しくは㈢，１のイの⑵の㈠，㈡若しくは㈢，１のイの⑶の㈠，㈡若しくは㈢，１のロの⑴の㈠のa，b若しくはc，１のロの⑴の㈡のa，b若しくはc，１のロの⑵の㈠のa，b若しくはc，１のロの⑵の㈡のa，b若しくはc，１のロの⑶の㈠のa，b若しくはc若しくは１のロの⑶の㈡のa，b若しくはcを算定している障害児であるとき又は１の注10のイ若しくはロを算定しているときは，算定していないか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | 〇広域的支援人材を  受け入れることが  確認できる資料  ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  〇障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  〇同上  〇同上 | 平24厚告122別表第１の８の３の注  平24厚告269第一号の九  平24厚告122別表第１の９の２の注２  平24厚告122別表第１の９の２の注２  平24厚告269第四号の二  平24厚告270第一号の十二  平24厚告122別表第１の10の注７ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **15　送迎加算**  **16　延長支援加算**  **17　関係機関連携加算**  **（関係機関連携加算**  **（Ⅰ））** | （１）重症心身障害児又は医療的ケア児である障害児（平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１のイ又はハを算定している障害児に限る。）に対して行う場合については，平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の五に適合するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において，その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に，片道につき所定単位数を加算しているか。  （２）中重度医療的ケア児である障害児（平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１のイ又はハを算定している障害児に限る。）に対して行う場合については，平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の六に適合するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において，その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に，片道につき所定単位数を加算しているか。  （３）（１）から（２）までに規定する送迎加算の算定については指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で送迎を行った場合には，所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。  次に掲げる場合について，平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第五号に適合するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において，障害児に対して，児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に，当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し，障害児の障害種別に応じ，当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。  イ　法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設（指定通所基準第５条第４項の基準を満たしているものに限り，児童発達支援センターを除く。）において重症心身障害児に対し延長支援を行う場合  ロ　共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所において障害児に対し延長支援を行う場合  （１）関係機関連携加算（Ⅰ）については，指定児童発達支援事業所等において，保育所その他の障害児が日常的に通う施設（保育所等施設）との連携を図るため，あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て，保育所等施設との間で当該障害児に係る児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に，１月に１回を限度として，所定単位数を加算しているか。  ただし，共生型児童発達支援事業所については，第９の２の（14）のイ又はロを算定していない場合に，算定していないか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  〇同上  〇同上  〇同上  ○同上 | 平24厚告122別表第1の11の注２  平24厚告269第四号の四  平24厚告122別表第１の12の２の注３  平24厚告122別表第１の12の２の注１ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **（関係機関連携加**  **算（Ⅱ））**  **（関係機関連携加算（Ⅲ）**  **（関係機関連携加算（Ⅳ））**  **18　事業所間連携**  **加算**  **19　保育・教育等移**  **行支援加算** | （２）関係機関連携加算（Ⅱ）については，指定児童発達支援事業所等において，保育所等施設との連携を図るため，あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て，保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に，１月に１回を限度として，所定単位数を加算しているか。  （３）関係機関連携加算（Ⅲ）については，指定児童発達支援事業所等において，児童相談所，こども家庭センター，医療機関その他の関係機関（児童相談所等関係機関）との連携を図るため，あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て，児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に，１月に１回を限度として，所定単位数を加算しているか。  （３の２）関係機関連携加算（Ⅲ）については，指定児童発達支援事業所等が指定通所基準第２条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において，障害児及びその家族等について，同一の月に平成24年厚生労働省告示第122号別表「障害児通所給付費等単位数表」第５の１の８に規定する関係機関連携加算を算定しているときは，算定していないか。  （４）関係機関連携加算（Ⅳ）については，障害児が就学予定の小学校，義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等（小学校等）との連携を図るため，あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て，小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に，１回を限度として，所定単位数を加算しているか。  指定児童発達支援事業所等において，法第21条の５の７第５項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が，複数の指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を受けている場合であって，平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十三に適合する事業所間の連携を行った場合に，当該基準に掲げる区分に従い，１月につき１回を限度として所定単位数を加算しているか。  イ　事業所間連携加算(Ⅰ)　平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十三イに適合  ロ　事業所間連携加算(Ⅱ)　平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十三ロに適合  （１）指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の従業者が，障害児が当該指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設（他の社会福祉施設等を除く。）（移行先施設）との間で，退所に先立って，退所後の生活に向けた会議を開催し，又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言（保育・教育等移行支援）を行った場合に，当該退所した障害児に対して退所した日の属する月から起算して６月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき，２回を限度として所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  〇同上  〇同上  〇同上  ○事業所間連携確認  　書  ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録 | 平24厚告122別表第１の12の３の注  平24厚告270第一号の十三  平24厚告122別表第１の12の４の注 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **20　福祉・介護職員処**  **遇改善加算**  **（令和６年５月31日まで）**  **21　福祉・介護職員等特定処遇改善加算**  **（令和６年５月31日まで）**  **22　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算**  **（令和６年５月31日まで）** | （２）移行先施設に通うことになった障害児に対して，退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に，１回を限度として所定単位数を加算しているか。  （３）移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった障害児について，退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に，１回を限度として所定単位数を加算しているか。  平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第二号に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国，独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。15及び16において同じ。）が，障害児に対し，指定児童発達支援等を行った場合は，当該基準に掲げる区分に従い，令和６年５月31日までの間，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定していないか。  　イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数  ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数  　ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数  平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第三号に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が，障害児に対し，指定児童発達支援等を行った場合は，当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては，次に掲げる他方の加算は算定していないか。  イ　福祉・介護職員特定処遇改善特別加算（Ⅰ）　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数  ロ　福祉・介護職員特定処遇改善特別加算（Ⅱ）　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数  平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第三号の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が，障害児に対し，指定児童発達支援等を行った場合は，２から13の５までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  〇同上  ○同上  ○同上 | 平24厚告122別表第１の13の注  平24厚告270第二号  平24厚告122別表第１の14の注  平24厚告270第二号  平24厚告122別表第１の15の注１  平24厚告270第二号 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **23　福祉・介護職員等処遇改善加算**  **（令和６年６月１日以降）** | （１）平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第二号に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国，独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。（２）において同じ。）が，障害児に対し，指定児童発達支援等を行った場合には，当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定していないか。  イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数  ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数  ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数  ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数  （２）令和７年３月31日までの間，平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第二号に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（（１）の加算を算定しているものを除く。）が，障害児に対し，指定児童発達支援等を行った場合に，当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定していないか。  ①　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数  ②　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数  ③　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑶　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数  ④　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑷　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数  ⑤　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数  ⑥　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑹　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数  ⑦　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数  ⑧　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数  ⑨　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数  ⑩　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数  ⑪　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数  ⑫　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数  ⑬　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数  ⑭　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数 | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  〇同上  〇同上 | 平24厚告122別表第１の13の注１  平24厚告270第二号 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **第12　医療型経過的児童発達支援給付費の算定及び取扱い**  **１　基本事項**  **２　医療型経過的児童発達支援給付費**  **（指定児童発達支援等の提供時間）**  **（減算が行われる場合）**  **（定員超過減算）**  **（人員基準欠如減**  **算）**  **（個別支援計画未**  **作成減算）**  **（自己評価未公表**  **減算）**  **（支援プログラム**  **未公表減算）**  **※令和７年４月１日から適用** | （１）旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関（一部改正法附則第4条第2項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものをいう。）において肢体不自由（法第6条の2の2第2項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）又は重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援に要する費用の額は，平成24年厚生労働省告示第122号の別表２「経過的障害児通所給付費等単位数表」第３により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定しているか。  （２）（１）の規定により，児童発達支援に要する費用を算定した場合において，その額に一円未満の端数があるときは，その端数金額は切り捨てて算定しているか。  （１）旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において，指定児童発達支援を行った場合に，障害児の障害種別に応じてそれぞれ所定単位数を算定しているか。  ただし，地方公共団体が設置する指定医療型児童発達支援事業所の場合は，所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。  （２）指定児童発達支援，共生型児童発達支援又は基準該当児童発達支援（指定児童発達支援等）を行う場合については，個々の障害児に対するサービス提供時間（送迎に係る時間は除くものとする。）は30分以上であるか。指定通所支援等の提供時間が30分未満のものについては，児童発達支援計画に基づき，周囲の環境に慣れるためにサービス提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満のサービス提供が必要であると市町村が認めた場合であるか。  （３）児童発達支援給付費の算定に当たって，次のいずれかに該当する場合に，それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。  　　①　障害児の数又は従業員の員数が平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準，従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の一のイ又はロの表の上欄に定める基準に該当する場合同表下欄に定める割合  ②　指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援の提供に当たって，児童発達支援計画が作成されていない場合，次に掲げる場合に応じ，それぞれ次に掲げる割合  （一）児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合　100分の70  （二）児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合　100分の50  ③　指定児童発達支援等の提供に当たって，指定通所基準第26条第７項（同第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合するものとして県知事又は市町村長に届け出ていない場合　100分の85  ④　指定児童発達支援等の提供に当たって，指定通所基準第26条の２（同第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合するものとして県知事又は市町村長に届け出ていない場合（令和７年４月１日以降）　100分の85 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  ある・ない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  〇同上  ○同上  ○市町村が認めたこ  とがわかる資料  ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○同上 | 平24厚告122第二号ハ  平24厚告122第三号    平24厚告122別表２第３の１の注１  平24厚告122別表２第３の１の注１の２  平24厚告122別表２第３の１の注３  平24厚告271第一号イ，ロ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **（開所時間減算）**  **（身体拘束廃止未実施減算）**  **（虐待防止措置未実施減算）**  **（業務継続計画未策定減算）**  **（情報公表未報告減算）** | （４）営業時間（指定児童発達支援事業所，共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所（指定児童発達支援事業所等）の場合には運営規程に定める営業時間を，みなし基準該当児童発達支援事業所の場合にはこれに準ずるものをいう。）が，平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準，従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数の乗じる割合」の一のハの表の上欄に定める基準に該当する場合には，所定単位数に同表下欄に定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定しているか。  （５）指定児童発達支援事業者が，やむを得ず身体拘束等を行う場合に，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じていない場合は，所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。（指定通所基準第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。）  イ　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図ること。  ロ　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。  ハ　従業者に対し，身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施することとしているか。  （６）指定児童発達支援事業者は，虐待の発生又はその再発を防止するため，次に掲げる措置を講じていない場合は，所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。（指定通所基準第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。）  イ　当該指定児童発達支援事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  ロ　当該指定児童発達支援事業者において，従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。  ハ　イ及びロに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。  （７）指定通所基準第38条の２第１項（指定通所基準第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は，所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  （８）法第33条の18第１項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は，所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○個別支援計画  ○身体拘束マニュアル  ○身体拘束等に関する書類  ○身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている  記録，理由が分かる書類等）  ○委員会議事録  ○身体拘束等の適正化のため  の指針  ○研修を実施したことが分か  る書類  ○個別支援計画  ○虐待防止関係書類（研修記  録，虐待防止マニュアル　等）  ○ケース記録  ○業務日誌  ○委員会議事録  ○従業者に周知したことが分  かる書類  ○研修を実施したことが分か  る書類  ○担当者が配置されているこ  とが分かる書類（辞令，人事  記録等）  〇業務継続計画  ○適宜必要と認める資料 | 平24厚告122別表２第３の１の注４  平24厚告271第一号ハ  平24厚告122別表２第３の１の注５の２  平24厚告122別表２第３の１の注５の２  平24厚告122別表２第３の１の注６  平24厚告122別表２第３の１の注６の２ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **３　家庭支援加算**  **４　子育てサポート加算** | （１）指定児童発達支援事業所等において，指定通所基準第５条若しくは第６条又は第54条の２第1号，第54条の３第２号若しくは第54条の４第４号又は第54条の６の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。児童発達支援事業所等従業者）が，児童発達支援計画に基づき，あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て，障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。）等に対する相談援助を行った場合に，イ又はロそれぞれについて，１日につき１回及び１月につき４回を限度として，イ又はロに掲げる場合に応じ，それぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。  イ　家族支援加算(Ⅰ)  ⑴　障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合  ㈠　所要時間１時間以上の場合  ㈡　所要時間１時間未満の場合  ⑵　指定児童発達支援事業所等において対面により相談援助を行った場合  ⑶　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合  ロ　家族支援加算(Ⅱ)  ⑴　対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合  ⑵　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合  （２）指定児童発達支援事業所等が指定通所基準第２条第13号に規定する多機能型事業所（指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業，指定通所基準第71条の７に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち１以上の事業と指定通所基準第４条に規定する指定児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。）に該当する場合には，障害児及びその家族等について，放課後等デイサービスの家族支援加算（Ⅰ），居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算（Ⅰ）及び保育所等訪問支援の家族支援加算（Ⅰ）を算定した回数と（１）のイを算定した回数を通算した回数が１日につき１回又は１月につき４回を超えているときは（１）のイを，放課後等デイサービスの家族支援加算（Ⅱ），居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算（Ⅱ）及び保育所等訪問支援の家族支援加算（Ⅱ）を算定した回数と（１）のロを算定した回数を通算した回数が１日につき１回又は１月につき４回を超えているときは（１）のロを算定していないか。  指定児童発達支援事業所等において，あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て，指定児童発達支援等とあわせて，障害児の家族等に対して，児童発達支援事業所等従業者が指定児童発達支援等を行う場面を観察する機会，当該場面に参加する機会その他の障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し，障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に，１月につき４回を限度として，所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いない・いる  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  〇同上  ○同上 | 平24厚告122別表２第３の２の注  平24厚告122別表２第３の２の２の注 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **５　食事提供加算**  **６　利用者負担上限額管理加算**  **７　福祉専門職員配置等加算** | 児童発達支援センターにおいて，児童福祉法施行令第24条第２号，第３号ロ，第４号ロ又は第６号に掲げる通所給付決定保護者（低所得者等又は中間所得者）の通所給付決定に係る障害児に対し，児童発達支援センターの調理室において調理された食事を提供するものとして県知事に届け出た児童発達支援センターにおいて，平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の五に適合する食事提供を行った場合に，令和９年３月31日までの間，当該基準に掲げる区分に従い，１日につきそれぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。  イ　食事提供加算(Ⅰ)　平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の五イに適合  ロ　食事提供加算(Ⅱ)　平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の五ロに適合  指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け，通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に，１月につき所定単位数を加算しているか。  （１）福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については，指定通所基準第５条若しくは第６条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は平成24年厚生労働省告示第15号第54条の２第１号，第54条の３第２号若しくは第54条の４第４号の規定により置くべき従業者（共生型児童発達支援支援事業所従業者）のうち，社会福祉士，介護福祉士，精神保健福祉士又は公認心理士であるものの割合が100分の35以上であるものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において，指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  （２）福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については，指定通所基準第５条若しくは第６条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち，社会福祉士，介護福祉士，精神保健福祉士又は公認心理士であるものの割合が100分の25以上であるものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において，指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，この場合において，（１）の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合に算定していないか。  （３）福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については，次の①又は②のいずれかに該当するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において，指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，この場合において（１）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（２）の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合に算定していないか。  　　①　指定通所基準第５条若しくは第６条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士（児童指導員等）として配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち，常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。  ②　児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち，３年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  〇同上  〇同上 | 平24厚告122別表２第３の３の注  平24厚告270第一号の五  平24厚告122別表２第３の４の注  平24厚告122別表２第３の５の注１ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **８　栄養士配置加算**  **９　欠席時対応加算**  **10　専門的支援実施加算** | （１）栄養士配置加算(Ⅰ)については，次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において，利用定員に応じ，１日につき所定単位数を加算しているか。  ①　常勤の管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。  　　②　障害児の日常生活状況，嗜好等を把握し，安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。  （２）栄養士配置加算(Ⅱ)については，次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において，利用定員に応じ，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，この場合において，栄養士配置加算(Ⅰ)を算定している場合に算定していないか。  　　①　管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。  　　②　障害児の日常生活状況，嗜好等を把握し，安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。  指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が，あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に，急病等によりその利用を中止した場合において，児童発達支援事業所等従業者が，障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに，当該障害児の状況，相談援助の内容等を記録した場合に，１月につき４回を限度として，所定単位数を算定しているか。  ただし，児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合又は法第６条の２の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合の指定児童発達支援事業所において１月につき当該指定児童発達支援等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は，１月につき８回を限度として，所定単位数を算定しているか。  理学療法士等による支援が必要な障害児に対する専門的な支援の強化を図るために，理学療法士等を１以上配置するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において，平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の六に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に，児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の日数に応じ１月に４回又は６回を限度として，１回につき所定単位数を加算しているか。ただし，２の（３）の②を算定している場合又は２の（14）のイ若しくはロを算定していない場合は加算していないか。 | いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  〇同上  〇同上  ○同上  ○同上 | 平24厚告122別２第３の６の注１  平24厚告122別表２第３の７の注  平24厚告122別表２第３の８の注  平24厚告270第一号の六 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **11　集中的支援加**  **算**  **12　個別サポート加算**  **（個別サポート加**  **算（Ⅰ））**  **（個別サポート加**  **算（Ⅱ））**  **13　入浴支援加算**  **14　送迎加算** | 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の九に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において，広域的支援人材を指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所に訪問させ，又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して，広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに，３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算しているか。  （１）指定児童発達支援事業所等において，重症心身障害児，身体に重度の障害がある児童，重度の知的障害がある児童又は精神に重度の障害がある児童に対し，指定児童発達支援事業所等において，指定児童発達支援等を行った場合に，1日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合は加算していないか。  （２）要保護児童（法第６条の３第８項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）であって，その保護者の同意を得て，児童相談所，こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し，指定児童発達支援等を行う必要があるものに対し，指定児童発達支援事業所等において，指定児童発達支援等を行った場合に，1日につき所定単位数を加算しているか。  平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の二に適合するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において，医療的ケア児又は重症心身障害児に対して，平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十二に適合する入浴に係る支援を行った場合に，１月につき８回を限度として，所定単位数を加算しているか。  （１）重症心身障害児又は医療的ケア児である障害児（平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１のイ又はハを算定している障害児に限る。）に対して行う場合については，平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の五に適合するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において，その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に，片道につき所定単位数を加算しているか。  （２）中重度医療的ケア児である障害児（平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１のイ又はハを算定している障害児に限る。）に対して行う場合については，平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の六に適合するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において，その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に，片道につき所定単位数を加算しているか。  （３）（１）から（２）までに規定する送迎加算の算定については，指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で送迎を行った場合には，所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。 | いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○広域的支援人材を受け入れ  たことが確認できる資料  ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  〇同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平24厚告122別表２第３の８の３の注  平24厚告270第一号の九  平24厚告122別表第１の９の注１  平24厚告122別表第１の９の注２  平24厚告122別表２第３の９の２の注  平24厚告269第四号の二  平24厚告270第一号の十二  平24厚告122別表２第３の11 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **15　保育職員加配加算**  **16　延長支援加算**  **17　関係機関連携加算**  **（関係機関連携加**  **算（Ⅰ））**  **（関係機関連携加**  **算（Ⅱ））** | （１）保育機能の充実を図るため，医療型経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え，児童指導員又は保育士を１以上配置しているものとして県知事に届け出た定員21人以上の旧指定医療型児童発達支援事業所において，指定児童発達支援を行った場合に，1日につき所定単位数を加算しているか。  （２）医療型経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え，児童指導員又は保育士を２以上配置しているものとして県知事に届け出た定員21人以上の旧指定医療型児童発達支援事業所において，指定児童発達支援を行った場合に，22単位を加算しているか。  次に掲げる場合について，平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第五号に適合するものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において，障害児に対して，児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に，当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し，障害児の障害種別に応じ，当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。  イ　法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設（指定通所基準第５条第４項の基準を満たしているものに限り，児童発達支援センターを除く。）において重症心身障害児に対し延長支援を行う場合  ロ　共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所において障害児に対し延長支援を行う場合  （１）関係機関連携加算（Ⅰ）については，指定児童発達支援事業所等において，保育所その他の障害児が日常的に通う施設（保育所等施設）との連携を図るため，あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て，保育所等施設との間で当該障害児に係る児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に，１月に１回を限度として，所定単位数を加算しているか。  ただし，共生型児童発達支援事業所については，第９の２の（14）のイ又はロを算定していない場合に，算定していないか。  （２）関係機関連携加算（Ⅱ）については，指定児童発達支援事業所等において，保育所等施設との連携を図るため，あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て，保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に，１月に１回を限度として，所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○同上  ○事業所間連携確認書  ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○同上 | 平24厚告122別表２第３の13の注１  平24厚告122別表２第３の13の注２  平24厚告122別表２第３の12のロの(3)  平24厚告122別表第１の12の２の注１  平24厚告122別表第１の12の２の注２ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **（関係機関連携加算（Ⅲ））**  **（関係機関連携加算（Ⅳ））**  **18　事業所間連携**  **加算**  **19　保育・教育等**  **移行支援加算** | （３）関係機関連携加算（Ⅲ）については，指定児童発達支援事業所等において，児童相談所，こども家庭センター，医療機関その他の関係機関（児童相談所等関係機関）との連携を図るため，あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て，児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に，１月に１回を限度として，所定単位数を加算しているか。  （３の２）関係機関連携加算（Ⅲ）については，指定児童発達支援事業所等が指定通所基準第２条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において，障害児及びその家族等について，同一の月に平成24年厚生労働省告示第122号別表「障害児通所給付費等単位数表」第５の１の８に規定する関係機関連携加算を算定しているときは，算定していないか。  （４）関係機関連携加算（Ⅳ）については，障害児が就学予定の小学校，義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等（小学校等）との連携を図るため，あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て，小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に，１回を限度として，所定単位数を加算しているか。  指定児童発達支援事業所等において，法第21条の５の７第５項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が，複数の指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を受けている場合であって，平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十三に適合する事業所間の連携を行った場合に，当該基準に掲げる区分に従い，１月につき１回を限度として所定単位数を加算しているか。  イ　事業所間連携加算(Ⅰ)　平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十三イに適合  ロ　事業所間連携加算(Ⅱ)　平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十三ロに適合  （１）指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の従業者が，障害児が当該指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設（他の社会福祉施設等を除く。）（移行先施設）との間で，退所に先立って，退所後の生活に向けた会議を開催し，又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言（保育・教育等移行支援）を行った場合に，当該退所した障害児に対して退所した日の属する月から起算して６月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき，２回を限度として所定単位数を加算しているか。  （２）移行先施設に通うことになった障害児に対して，退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に，１回を限度として所定単位数を加算しているか。  （３）移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった障害児について，退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に，１回を限度として所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○事業所間連携確認  　書  ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上 | 平24厚告122別表第１の12の２の注３  平24厚告122別表第１の12の２の注４  平24厚告122別表２第３の12の３の注  平24厚告270第一号の十三  平24厚告122別表２第３の12の４の注  平24厚告122別表第１の12の４の注２ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **20　福祉・介護職員処遇改善加算**  **（令和６年５月**  **31日まで）**  **21　福祉・介護職員等特定処遇改善加算**  **（令和６年５月**  **31日まで）**  **22　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算**  **（令和６年５月**  **31日まで）**  **23　福祉・介護職員等処遇改善加算**  **（令和６年６月**  **１日以降）** | 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第二号に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国，独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。15及び16において同じ。）が，障害児に対し，指定児童発達支援等を行った場合は，当該基準に掲げる区分に従い，令和６年５月31日までの間，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定していないか。  　イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数  ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数  　ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数  平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第三号に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が，障害児に対し，指定児童発達支援等を行った場合は，当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては，次に掲げる他方の加算は算定していないか。  イ　福祉・介護職員特定処遇改善特別加算（Ⅰ）　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数  ロ　福祉・介護職員特定処遇改善特別加算（Ⅱ）　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数  平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第三号の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が，障害児に対し，指定児童発達支援等を行った場合は，２から13の５までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。  （１）平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第二号に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国，独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。（２）において同じ。）が，障害児に対し，指定児童発達支援等を行った場合には，当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定していないか。  イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数  ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数 | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上 | 平24厚告122別表２第３の13の注  平24厚告270第二号  平24厚告122別表２第３の14の注  平24厚告270第三号  平24厚告122別表２第３の15の注  平24厚告270第三号の二  平24厚告122別表２第３の13の注１  平24厚告270第二号 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数  ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数  （２）令和７年３月31日までの間，平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第二号に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（（１）の加算を算定しているものを除く。）が，障害児に対し，指定児童発達支援等を行った場合に，当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定していないか。  ①　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数  ②　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数  ③　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑶　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数  ④　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑷　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数  ⑤　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数  ⑥　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑹　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数  ⑦　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数  ⑧　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数  ⑨　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数  ⑩　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数  ⑪　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数  ⑫　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数  ⑬　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数  ⑭　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　２から13の５までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数 | いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○障害児通所給付費  請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○児童発達支援計画  ○実績記録 | 平24厚告122別表第１の13の注２  平24厚告270第二号 |  |

【空　　白】

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | | 非常災害対策等自主点検表 |   ※　対象事業者  ・　指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターを除く） |
| 【目　　　　 　　次】   |  | | --- | | 非常災害対策等 |     １　防災体制の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８６  ２　防災訓練の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９０  （参考）１　防災設備の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９２  ２　防災訓練の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９３ |
| 【 記 入 要 領 】  １　各事項について自主点検を行い,その結果について「自己評価」欄の該当項目にチェック（☑）してください。  ２　該当しない事項,又は前年度事例がない場合は，「自己評価」欄を二重線で消してください。  ３　特に期日の指定がない事項については,前年度又は本表提出時直近月の状況について記入してください。  ４　判断困難な設問が多数ある場合は,事前に判断困難な理由を整理し,実地指導時若しくは所管地域振興局・支庁の地域保健福祉課に問い合わせてください。  ５　「着眼点」の欄が不足するときは,別葉に記載して添付してください。  ６　添付資料については,Ａ４版（監査資料サイズ）に統一してください。  なお,規程等について既に印刷物がある場合は印刷物で可  ７　関係のないページは記入する必要はありませんので,その場合は未記入のまま提出してください。  また,一つの項目においてページ等の関係で２枚以上になる場合のページは,枝番を付けてください。  ８　各調書に類似した「着眼点」がある場合も,それぞれに記載してください。 |
| 【 根 拠 法 令 等 】  (１) 消防法（昭和23年法律第186号）  (２) 消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号）  (３)　児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準  （平成24年厚生労働省令第15号）（（本文中では，「基準省令」と記載）  (４) 鹿児島県指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例  （平成25年県条例第35号）（本文中では，「県条例」と記載） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己点検 |
| **１ 防災体制の状況** | (1) 防火管理者を定めなければならない事業所であるか。  (2) (1)で「ある」場合，防火管理者は,有資格者が選任され,届出をしているか。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職　名 |  | 氏　名 |  | | 届　　出  年 月 日 | 年　　月　　日 | | |     (3) 防火安全対策計画(消防計画)を作成（消防計画に変更があった場合は見直しを）しているか。  また，防火管理者を定めなければならない事業所においては，これを消防署に届け出ているか。   |  |  | | --- | --- | | 届 出 年 月 日 | 年　　月　　日 |   (4) 防火安全対策計画に火災，震災，風水害その他の当該地  域の周辺の地域において想定される非常災害に対する防災  対策が盛り込まれているか。  　　 また，マニュアル等が作成されているか。  (5) 防火安全対策計画（役割分担を含む。）は，入所者及び職員の見やすい場所に掲示されているか。  (6) 地域の自主防災組織及び近隣住民との連携協力体制は整備されているか。 | ある・ない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　防火管理者を定めなければならない事業所  【消防法施行令　別表１】   1. 「(六)-ハ-(5)」   次のうち，収容人員が30人以上の事業所  ・指定児童発達支援事業所  ・指定放課後等デイサービス事業所  ※　収容人員  従業者の数と，老人，乳児，幼児，身体障害者，知的障害者その他の要保護者の数とを合算して算定  ○ 防火管理者の交替があった場合は,所轄の消防機関に届け出ること。  ○ 増築等があった場合，消防計画の見直しを行い，消防計画の変更を行うこと。  　　また，消防計画は最新のものを整備しておくこと。  ○ 消防計画，防火管理者の届出書類は，必ず所轄消防署の受付印が押印されているものを保管すること。  ○ 事業者が定める非常災害に関する具体的計画は，火災，震災，風水害その他のその事業所の周辺の地域において想定される非常災害に関するものでなければならない。  ○　事業者は，第１項の具体的計画の概要を当該事業所において障害児及び従業員に見やすいように掲示しなければならない。  （消防計画の概要：非常対策編成表，緊急連絡網，避難場所避難誘導路及び消防用設備配置場所）  ○ 最新の職員配置で作成しておくこと。部署ごとに責任者名を掲示しておくこと。  ○ 事業者は，非常災害時における当該施設に入所している者の安全を確保するため，地域の自主防災組織(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第５条第２項の自主防災組織をいう。)及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めなければならない。 | ○防火管理者選任届出書（控）  ○防火管理者講習修了証書  ○消防計画作成  (変更)届出書控  ○避難誘導マニュアル等 | 消防法施行令第１条の２，別表１（六）  消防法第８条  消防法施行令第３条同4条  基準省令第40条  準用　第64条，第71条の４  消防法施行令第３条の２  県条例第４条第１項  県条例第４条第２項  県条例第４条第３項  社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について（昭和55年１月16日社施第５号)第４-２ | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己点検 |
|  | (7) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。  ※192ページに防災設備の整備状況を記入  (8) また，これらの設備について，専門業者により法定点検が行われ，記録を整備しているか。  　業者委託による点検状況   |  |  | | --- | --- | | 実 施 年 月 日 | 年　月　　日 | | 年　月　　日 | | 消防署への報告年月日 | 年　月　　日 |   (9) 消防設備等の前及び避難路に物品などが置かれていないか等,自主点検を行い記録を整備しているか。  (10) 重油，灯油及びプロパンガス（ＬＰＧ）等の管理は適切であるか。  (11) 消防署の立入検査がいつあったか。   |  |  | | --- | --- | | 消防署立入検査実施年月日 | 年　　月　　日 |   (12) 消防署の立入検査で指摘があった事項について，改善がなされているか。   |  | | --- | | (指摘内容) | | (指摘に対する改善状況) |   (13) 職員及び入所者に対し，火気の取扱い，出火等災害発生の際の心構え等の防災教育を実施しているか。  (14) 非常時及び夜間・休日における連絡・避難体制は整備されているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  ある・ない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○ 法定点検の結果を，消防署へ報告すること。  （点検期間）  機器(外観・機能)点検… ６か月毎  総合点検… １年毎  ○ チェックリスト等を作成し，自主点検を行うこと。  ○ 非常口に物品等が置かれ，避難に支障がないこと。  ○ 指摘がない場合でも，検査状況・講評等を記録し，日常の自主点検等に生かすこと。  ○ 常日頃から防災に対しての意識の高揚に努めること。  ○ 夜間・休日における防火管理体制を明確にしていること。  ① 災害時の役割分担の徹底・明確化  ② 連絡先の明確化  ○ 特に夜間時等の協力を依頼すること。 | ○消防用設備等点検結果報告書  ○消防設備自主点検表 | 基準省令第40条  (準用第64条，第71条の４）  消防法施行規則第31条の６  (Ｈ16.５.31付消防庁告示第９号) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己点検 |
| **２　防災訓練の実施状況** | (1) 消火訓練及び避難訓練を実施しているか。  ※193ページに防災訓練の実施状況を記入  (2) (1)の訓練を実施する場合には，あらかじめその旨を消防機関に届け出ているか。  (3) 訓練時には，消防署の立会協力を得ているか。  (4) 訓練後の消防署の講評についても，記録しているか。  (5) 訓練結果について検討を行い，次回の訓練及び消防計画等  に反映させているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　災害に備え,普段からやっておきたいこと。  ・施設行事・イベントの地域開放  ・施設ロビー,食堂の地域開放  ・施設運営ボランティアの活用  ・災害時ボランティアの事前登録  ・災害時協力井戸の確保  ・施設運営関連業務委託業者との災害　時協力協定の締結  ○　市町村関係機関及び地域の自主防災組織と連携した訓練・地域防災計画及びハザードマップ等に基づいた効果的な防災訓練等の実施又は地元自治体等が実施する訓練等に参加に努めること。  (消火訓練及び避難訓練の実施)  ・児童発達支援センター　月１回  ・防火管理者を選任し届出た施設 年２回  ・その他の施設　年１回 | ○各消防機関が消防計画書で定める所定の様式(消火訓練・避難訓練通知書等) |  |  |
| 基準省令第40条，64条，第71条の４  消防法施行規則第３条第10項，11項  社会福祉施設における防災対策の強化について（S58.12.17社施第121号）  社会福祉施設における火災予防対策について（S61.８.29社施第91号）  社会福祉施設における防火安全対策の強 化について（S62.９.18社施第107号） | |
|  |  |

（　参　考　）

１　防災設備の整備状況　　（188ページ参照）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施　　設　　・　　設　　備 | | 消防法令による  設備義務の有・無 | 整　備　状　況 |
| 防  火  設  備 | 避難階段  避難口（非常口）  居室，廊下，階段等の内装材料  防火戸，防火シャッター | 有・無  有・無  有・無  有・無 | 有（　箇所）・無  有（　箇所）・無  適・不適  有（　箇所）・ 無 |
| 消  防  用  設  備 | 消火器又は簡易消火用具  屋内消火栓設備  スプリンクラー設備  屋外消火栓設備  自動火災報知設備  ガス漏れ火災警報設備  漏電火災警報器設備  消防機関へ通報する火災報知設備  非常警報器具又は非常警報設備  避難器具（すべり台，救助袋）  誘導灯及び誘導標識  消防用水  非常電源設備 | 有・無  有・無  有・無  有・無  有・無  有・無  有・無  有・無  有・無  有・無  有・無  有・無  有・無 | 有・無  有（　箇所）・無  有・無  有（　箇所）・無  有・無  有・無  有・無  有・無  有・無  有（　箇所）・無  有（　箇所）・無  有・無  有（　箇所）・無 |
| カーテン・布製ブラインド等の防炎性能 | | 有 | 有・無 |

(注）「消防法による設備義務の有無」については，消防署に確認の上，記入してください。

（根拠法令）

・防火設備・・建築基準法，建築基準法施行令

　　　　　　　　・消防用設備，カーテン・布製ブラインド等の防炎性能・・消防法，消防法施行令

※　防災設備平面図を添付してください。

２　防災訓練の実施状況　　　（190ページ参照）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 実　施　日 | 内 容 | 消防署  へ届出  の有無 | 実施記録  の有無 | 備　考 |
| 年　　月　　日 | 避 難  消 火  通 報 | 有・無 | 有・無 |  |
| 年　　月　　日 | 避 難  消 火  通 報 | 有・無 | 有・無 |  |
| 年　　月　　日 | 避 難  消 火  通 報 | 有・無 | 有・無 |  |
| 年　　月　　日 | 避 難  消 火  通 報 | 有・無 | 有・無 |  |
| 年　　月　　日 | 避 難  消 火  通 報 | 有・無 | 有・無 |  |
| 年　　月　　日 | 避 難  消 火  通 報 | 有・無 | 有・無 |  |
| 年　　月　　日 | 避 難  消 火  通 報 | 有・無 | 有・無 |  |
| 年　　月　　日 | 避 難  消 火  通 報 | 有・無 | 有・無 |  |
| 年　　月　　日 | 避 難  消 火  通 報 | 有・無 | 有・無 |  |
| 年　　月　　日 | 避 難  消 火  通 報 | 有・無 | 有・無 |  |
| 年　　月　　日 | 避 難  消 火  通 報 | 有・無 | 有・無 |  |
| 年　　月　　日 | 避 難  消 火  通 報 | 有・無 | 有・無 |  |
| 年　　月　　日 | 避 難  消 火  通 報 | 有・無 | 有・無 |  |

(注）１ 前年度の状況を記入してください。

　 　　　　　 ２ 「内 容」欄は，該当するものにチェック（☑）してください。

　　　　　 ３ 自然災害に対する訓練の実施は，備考欄に記入してください。

　　　　　４　消防署の立合い，指導を受けた日は，備考欄に記入してください。

従業者の勤務状況

支 援 の 種 類 ：　指定児童発達支援

事業所・施設の名称：

（運営指導月１日現在）　№１

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 氏　　名 | 職　　種 | 資　　格 | 雇用年月日 | 常　勤  非常勤  の　別 | 専　従  兼　務  の　別 | １ 週 間  当たりの  勤務時間 | 兼務の場合，兼務先及び１週間当たりの勤務時間 | 備　考 |
| １ |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |

従業者の勤務状況

支 援 の 種 類 ：　指定児童発達支援

事業所・施設の名称：

（運営指導月１日現在）　№２

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 氏　　名 | 職　　種 | 資　　格 | 雇用年月日 | 常　勤  非常勤  の　別 | 専　従  兼　務  の　別 | １ 週 間  当たりの  勤務時間 | 兼務の場合，兼務先及び１週間当たりの勤務時間 | 備　考 |
| 21 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 22 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 23 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 24 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 25 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 26 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 27 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 28 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 29 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 30 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 31 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 32 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 33 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 34 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 35 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 36 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 37 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 38 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 39 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 40 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |

　　　　前年度利用者の状況（　　　　年　　　月～　　　年　　月）

支 援 の 種 類 ：　　指定児童発達支援

事業所・施設の名称：

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 開所日数  （日） | 利用者延べ数（人） | 利用者の実数（人） | | | 備　　　考 |
| 実　　数 | 月途中の  新規利用者  （再掲） | 月途中の  退所者数  （再掲） |
| ４月 |  |  |  |  |  |  |
| ５月 |  |  |  |  |  |  |
| ６月 |  |  |  |  |  |  |
| ７月 |  |  |  |  |  |  |
| ８月 |  |  |  |  |  |  |
| ９月 |  |  |  |  |  |  |
| 10月 |  |  |  |  |  |  |
| 11月 |  |  |  |  |  |  |
| 12月 |  |  |  |  |  |  |
| １月 |  |  |  |  |  |  |
| ２月 |  |  |  |  |  |  |
| ３月 |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |

指定児童発達支援利用者の一覧表

支 援 の 種 類 ：　指定児童発達支援

事業所・施設の名称：

（運営指導月１日現在）　№１

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 氏 名 | 障害程度区分 | 児童発達支援の利用頻度  （1週間当たりの回数等） | 児童発達支援の利用開始  年月日 |
| １ |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |

指定児童発達支援利用者の一覧表

支 援 の 種 類 ：

事業所・施設の名称：

（運営指導月１日現在）　№２

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 氏 名 | 障害程度区分 | 児童発達支援の利用頻度  （1週間当たりの回数等） | 児童発達支援の利用開始  年月日 |
| 21 |  |  |  |  |
| 22 |  |  |  |  |
| 23 |  |  |  |  |
| 24 |  |  |  |  |
| 25 |  |  |  |  |
| 26 |  |  |  |  |
| 27 |  |  |  |  |
| 28 |  |  |  |  |
| 29 |  |  |  |  |
| 30 |  |  |  |  |
| 31 |  |  |  |  |
| 32 |  |  |  |  |
| 33 |  |  |  |  |
| 34 |  |  |  |  |
| 35 |  |  |  |  |
| 36 |  |  |  |  |
| 37 |  |  |  |  |
| 38 |  |  |  |  |
| 39 |  |  |  |  |
| 40 |  |  |  |  |